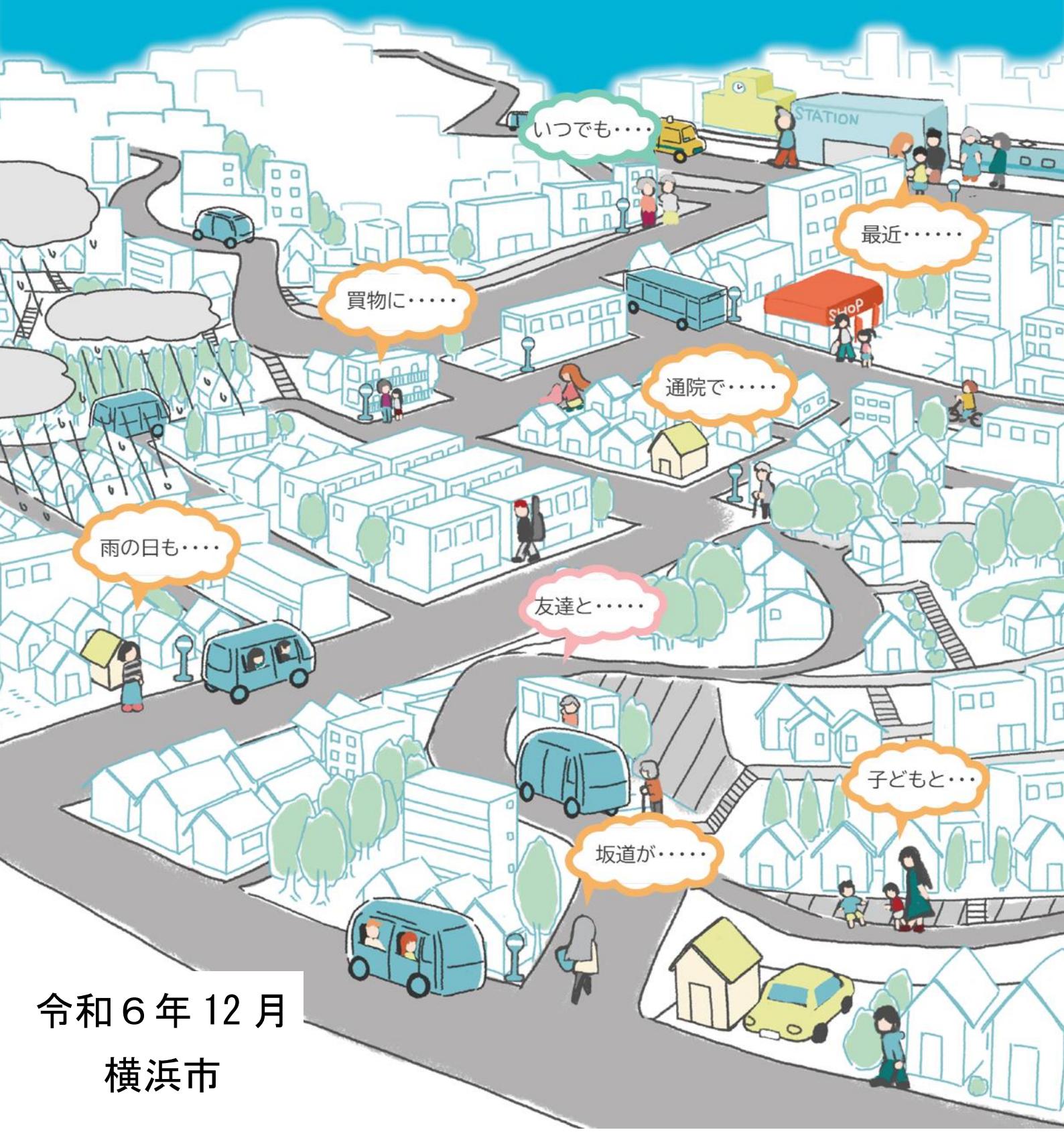


# 横浜市地域公共交通計画

## 【素案】



令和6年12月

横浜市



## 目次

### 第1章 計画に関する基本事項

(1) 背景・趣旨	1
(2) 計画の区域	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の位置付け	2

### 第2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

(1) 状況と課題	3
(2) これまでの取組の振り返り	13
(3) 今後予想される影響	15

### 第3章 目指す地域公共交通の将来像

(1) 地域公共交通とは	17
(2) 目指す姿	18
(3) 基本方針	19

### 第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

(1) バスネットワーク維持	21
(2) 新たな地域公共交通の導入	25
(3) 利用促進・外出促進	29
(4) DX・GX・共創の取組の推進	33

### 第5章 計画期間中に実施する取組

### 第6章 指標の設定

(1) 目標（横浜市全体の評価指標）	51
(2) 地域の診断の要素（各地域単位での評価指標）	53

### 第7章 国庫補助事業の活用

### 第8章 推進体制

## 第1章 計画に関する基本事項

### (1) 背景・趣旨

令和2（2020）年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「地域交通法」という）が施行され（図1－1）、地方公共団体が交通事業者等と連携して「地域公共交通計画」を作成し、多様な輸送資源の活用による移動ニーズへのきめ細やかな対応や、公共交通サービスの改善により、持続可能な交通サービスの提供を確保することが示されました。

近年、公共交通の利用者の減少や運転士の不足により、バスやタクシーといった公共交通サービスの確保が厳しさを増しています。東京都市圏パーソントリップ調査の結果では、昭和43（1968）年の調査開始以来、平成30（2018）年に初めて総移動回数が減少に転じ、都市交通政策は転換期を迎えていました。加えて、幅広い世代のライフスタイルや働き方の変化、運転免許証の自主返納の増加、運転士の労働時間の上限規制に伴ういわゆる2024年問題による運転士不足の深刻化など、環境の変化に対応しながら交通サービスの提供を確保することが難しい局面を迎えています。

また、令和6（2024）年4月には改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人への合理的配慮の提供が一層求められています。

公共交通は、誰もが日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、人々の外出を促し、健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果をもたらすものであることから、市域全体で地域に適した交通サービスの充実を図るために、地域交通法に基づく「横浜市地域公共交通計画」（以下「計画」という）を策定します。

#### 地域が自らデザインする地域の交通

- 地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成
- 地域における協議の促進

#### 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

##### 輸送資源の総動員による移動手段の確保

- 地域に最適な旅客運送サービスの継続
- 自家用有償旅客運送の実施の円滑化
- 貨客混載に係る手続の円滑化

##### 既存の公共交通サービスの改善の徹底

- 利用者目線による路線の改善、運賃の設定
- MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

#### 交通インフラに対する支援の充実

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加
  - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた鉄道の整備
  - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた物流拠点（トラックターミナル等）の整備

図1－1 地域交通法の概要

資料) 国土交通省資料

## (2) 計画の区域

横浜市全域とします。

## (3) 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

## (4) 計画の位置付け

本市の交通政策全般にわたる計画としては、「横浜都市交通計画」（平成20（2008）年3月策定、平成30（2018）年10月改定）があり、目標年次を令和12（2030）年頃とし、政策目標や施策の方向性などを提示したマスタープランとして運用しています。

今回新たに策定する計画は、そのうち地域公共交通の取組を推進するためのアクションプランとして運用します（図1-2）。

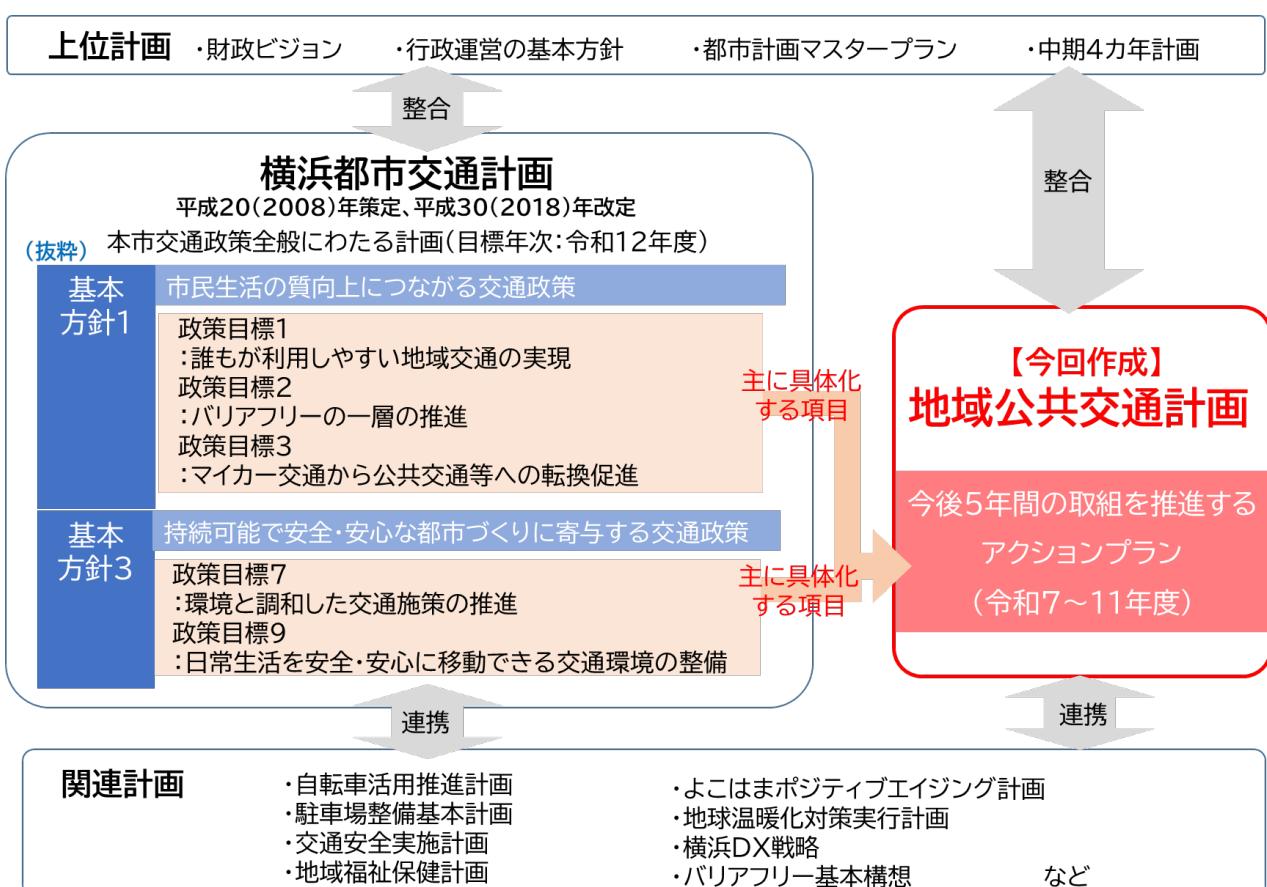


図1-2 計画の位置づけ

資料) 横浜市作成

## 第2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

### (1) 状況と課題

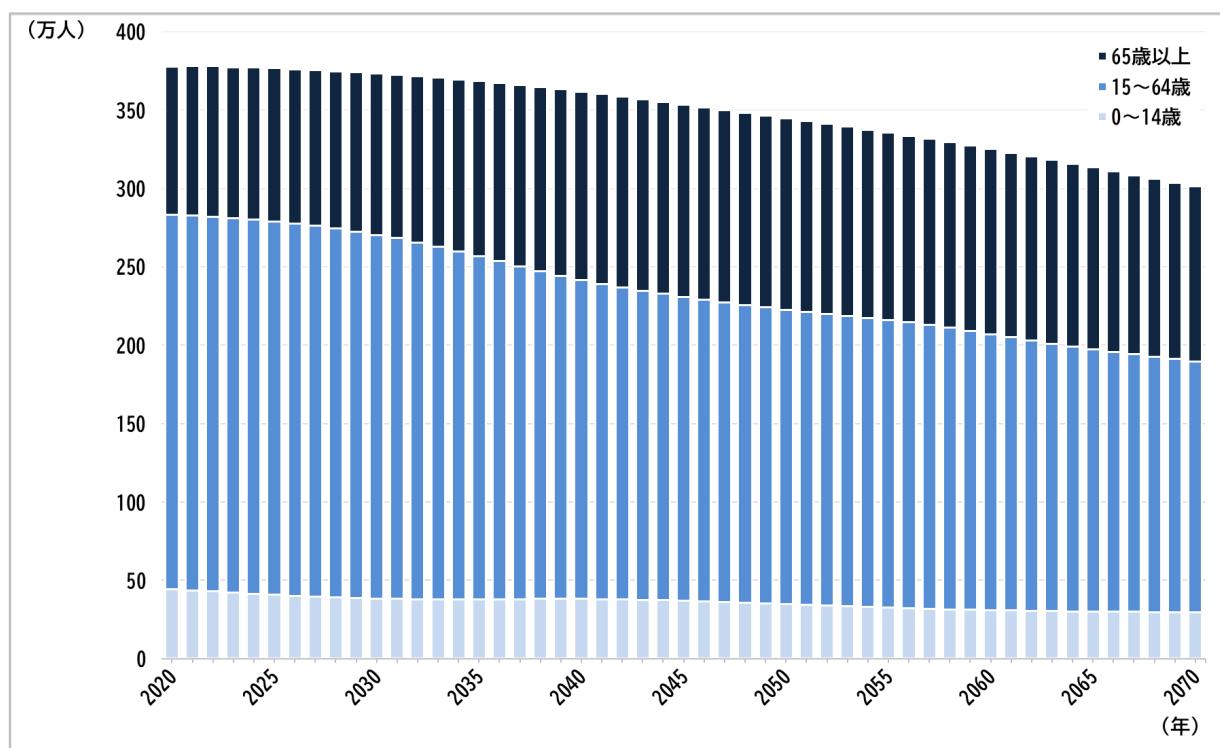
#### ア 人口減少と高齢化

本市の人口動態は、令和4（2022）年1月に対前年同月比での人口が戦後初めて減少しました。今後、本格的な人口減少を迎えることが予測されています。また、年少人口（0～14歳）及び生産活動を支える生産年齢人口（15～64歳）の人口は減少が続く一方、高齢人口（65歳以上）は2045年頃まで増加が続くと見込まれています（図2－1）。

単独高齢世帯の増加（図2－2）による社会的孤立のリスクの高まりや、自治会町内会における地域活動の担い手不足など、地域コミュニティの希薄化が進行している中で、地域の共助による外出支援やイベント等の交流機会の減少が見られます。

加えて、体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能（はたらき）が低下し、将来介護が必要になる危険性が高いフレイル状態にある高齢者が増加しています（図2－3）。

また、高齢化に伴い、人口に対する障害者手帳所持者の割合も増加傾向にあります。



0~14歳人口 2020年 44万人 → 2070年 30万人 ( $\Delta$ 14万人)

15~64歳人口 2020年 239万人 → 2070年 160万人 ( $\Delta$ 79万人)

65歳以上人口 2020年 95万人 → 2070年 112万人 (+17万人)

図2－1 将来人口推計

資料)「横浜市将来人口推計（中位推計）（令和6（2024）年3月）」より

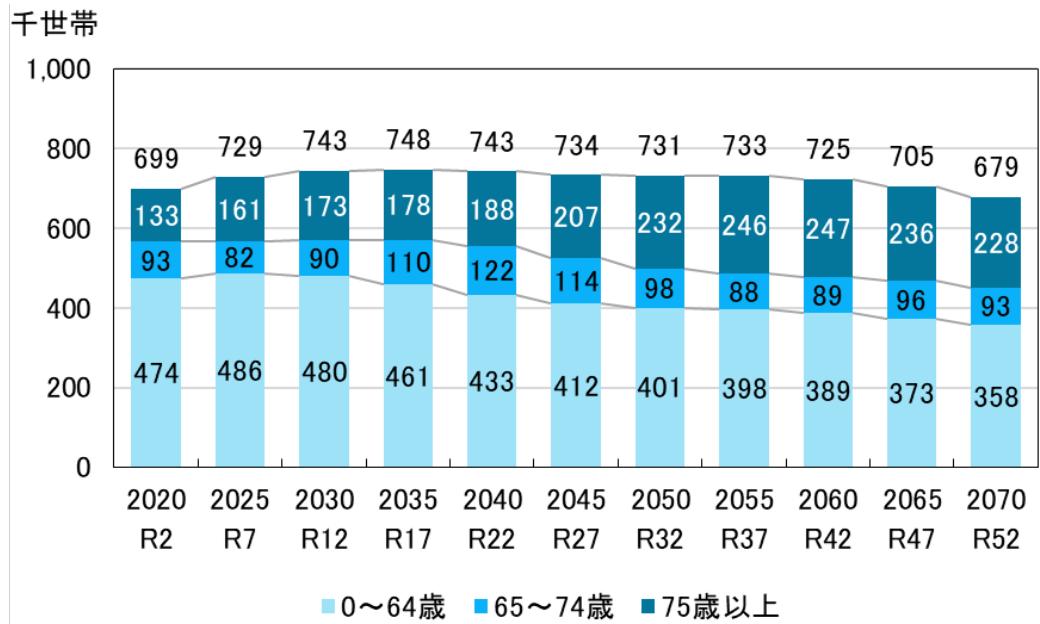
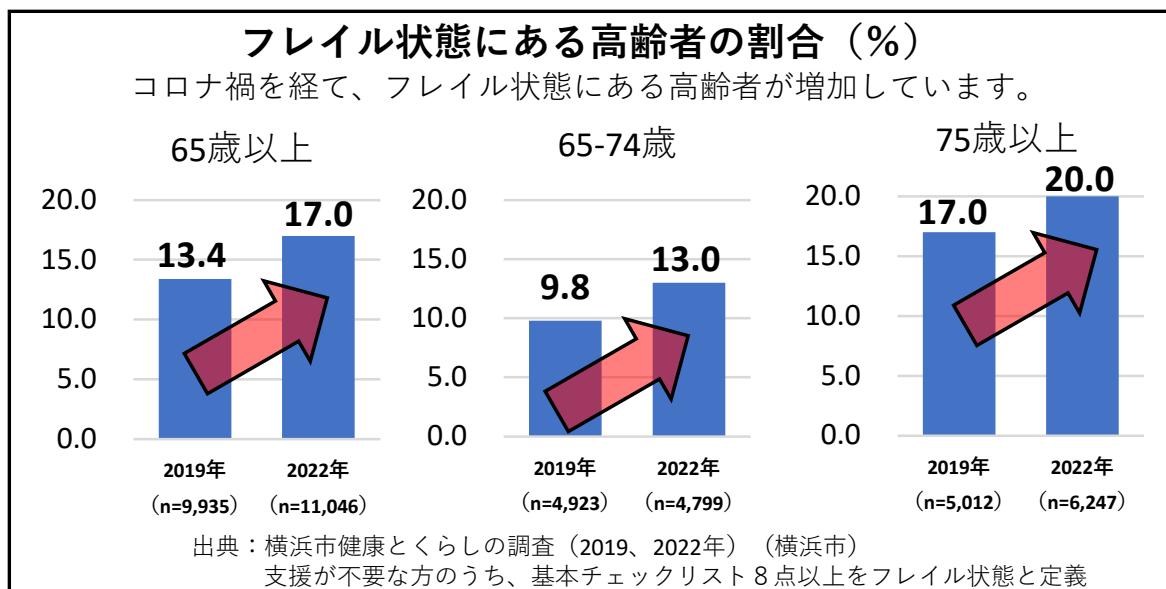


図2－2 単独世帯の年齢別の将来推計

資料) 横浜市将来人口推計(中位推計)(令和6(2024)年3月)より作成



※フレイル（虚弱）：高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能（はたらき）が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態

図2－3 横浜市民のフレイル状態にある高齢者の割合

資料)「横浜市健康とくらしの調査(令和元(2019)年、令和4(2022)年)」より

## イ 地理的な特性

本市では市域全体に鉄道ネットワークが整備されており、その鉄道駅を中心としてバスネットワークが広く整備されています。

住宅地は丘陵地を含め市域全体に広がっているため、鉄道駅やバス停と住宅地との間の高低差が大きく（図2-4）、アクセス路が急な坂道や階段などとなっている地域が多くあります。

鉄道駅やバス停から勾配を考慮しつつ、道路距離で鉄道駅から800m以内、バス停から300m以内の公共交通圏域を算出した結果、市内可住地の約8割が圏域内となります。市内各地に圏域外（いわゆる交通空白地）が郊外部を中心に点在しています（図2-5）。また、高齢になるにつれて徒歩での移動可能な範囲が狭くなる傾向があるため、徒歩による移動の負担が大きくなったり、制約が伴ったりする市民が増加していると考えられます。

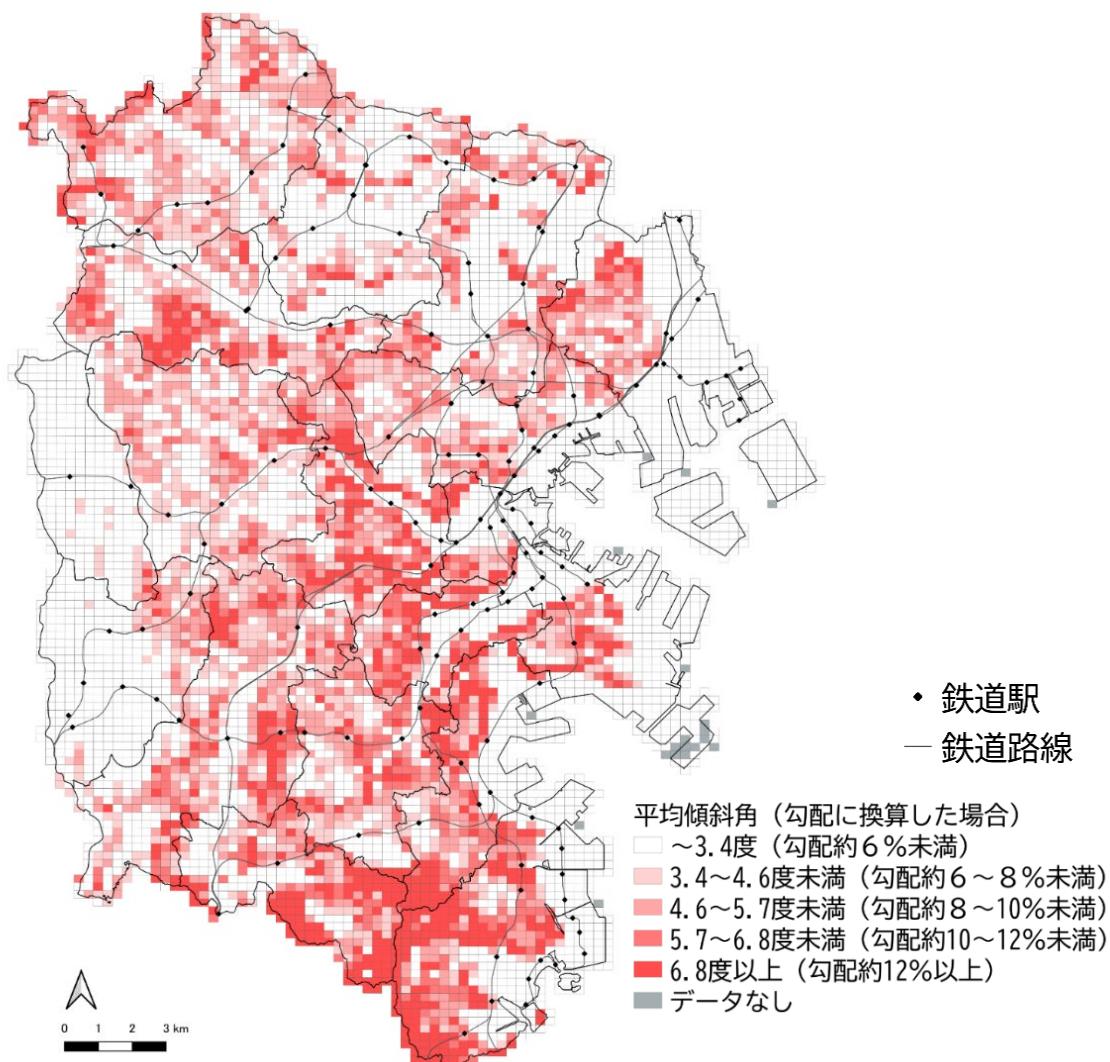


図2-4 平均傾斜角

資料）「国土数値情報（標高・傾斜度5次メッシュデータ）」（国土交通省）より作成

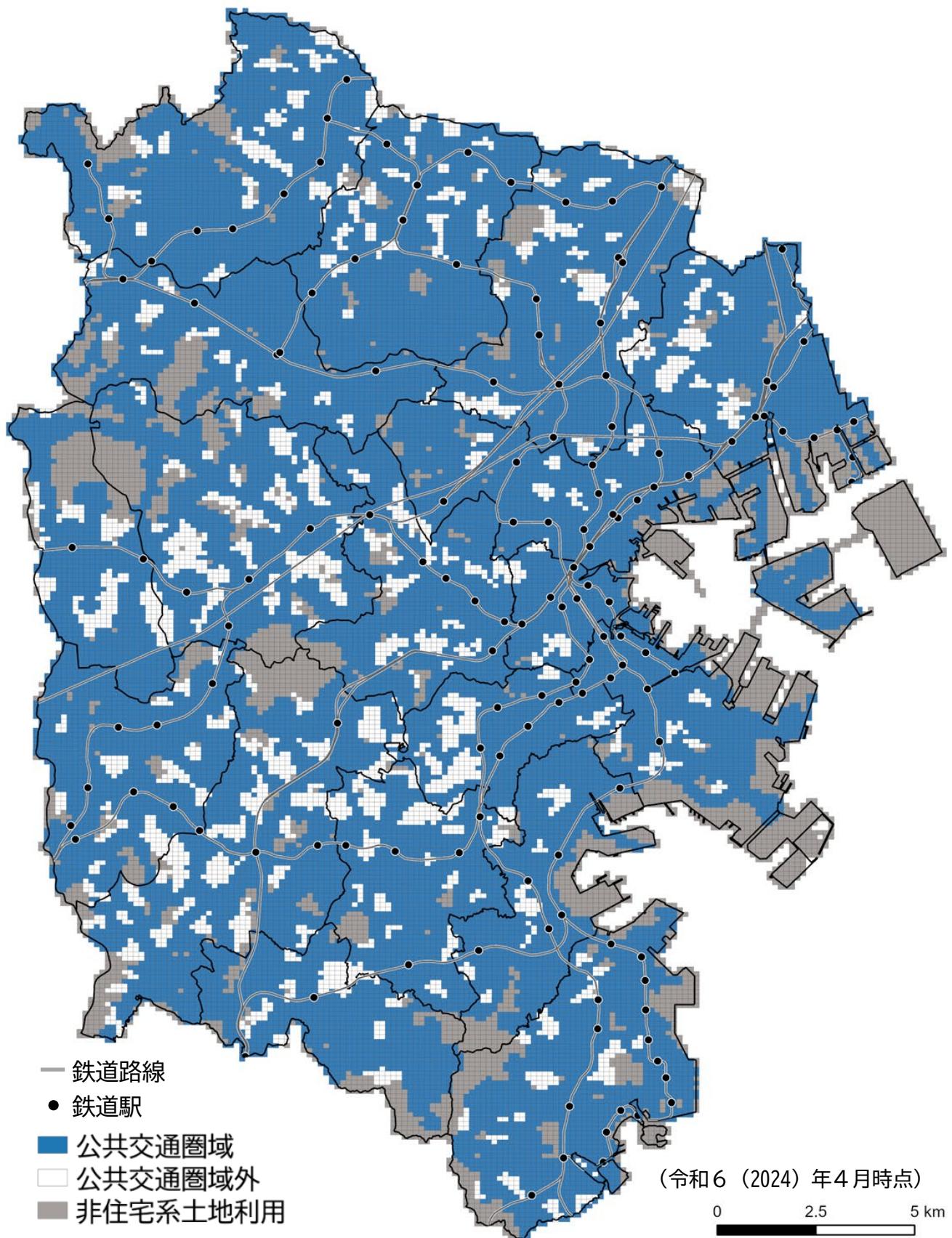


図2-5 公共交通圏域図（125m メッシュ）

資料) 横浜市作成

## ウ 生活様式の変化

ライフスタイルや働き方の変化等により、移動ニーズも変化し、多様化しています。また、テレワークの普及（図2－6）や通信販売利用の増加などにより、駅周辺だけでなく、自宅周辺の住環境に求める機能も変化しています。

さらに、高齢者の日中の外出や子どもの習い事への送迎など、移動の時間帯や距離、頻度等に応じて、移動手段を選択できる環境へのニーズが高まっています（図2－7）。日常生活において、通勤・通学、買物・通院、子どもの送迎や親の介護など世帯ごとに様々な移動シーンがある中で、自らが運転し移動や家族の送迎を行うマイカー以外にも、シーンに応じた移動手段を選択することが必要な状況です。

なお、本市は他都市と比べて一世帯当たりの自動車保有台数が低くなっていますが、区ごとに保有状況は異なっています（図2－8）。

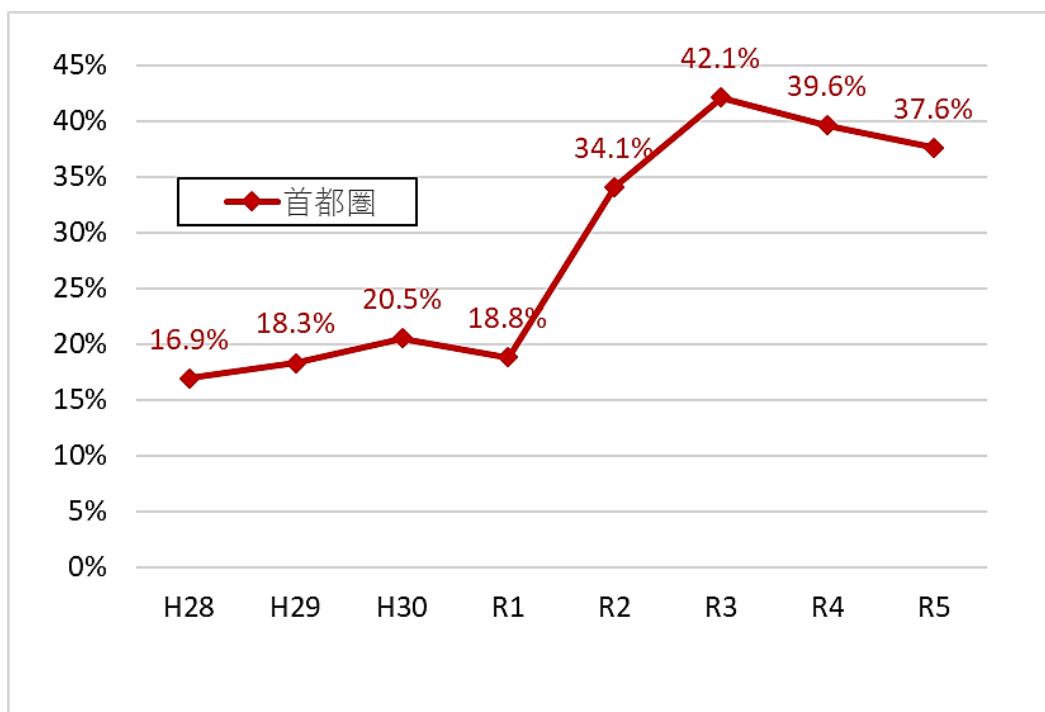
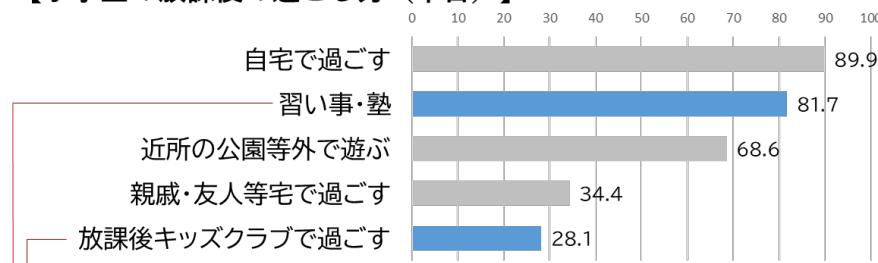


図2－6 全就業者におけるテレワーカー割合

資料)「令和5年度テレワーク人口実態調査一調査結果（概要）一」（国土交通省）より作成

### 【小学生の放課後の過ごし方（平日）】



アンケート・ヒアリング結果から関連する事項を抜粋

### 【保護者アンケート調査結果】

子どもがクラブに「もっと行きたい」と思えるように充実するとよいもの  
→非日常的な体験・活動（校外学習等）68.7%

### 【保護者ヒアリング結果】

<放課後キッズクラブの状況>

～長期休業期間中の昼食提供、習い事への送迎、夏休み中の開所時間を早めることへの希望が聞かれた。

### 【クラブヒアリング結果】

<放課後児童クラブの状況>

～やや交通の便が悪い立地のクラブでは、保護者から送迎の負担に関する声が多くあがっていたことから、ポイントまで職員が送迎するという対応を行ったものの、保護者の迎えがなく辞めてしまったという意見が聞かれた。また、遠方の子どもがタクシーで帰宅する際の支援をできるとよいという声も聞かれた。

図2－7 小学生の放課後の過ごし方

資料)「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査（平成30（2018）年度）、  
「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」  
報告書概要（令和5（2023）年度）より作成

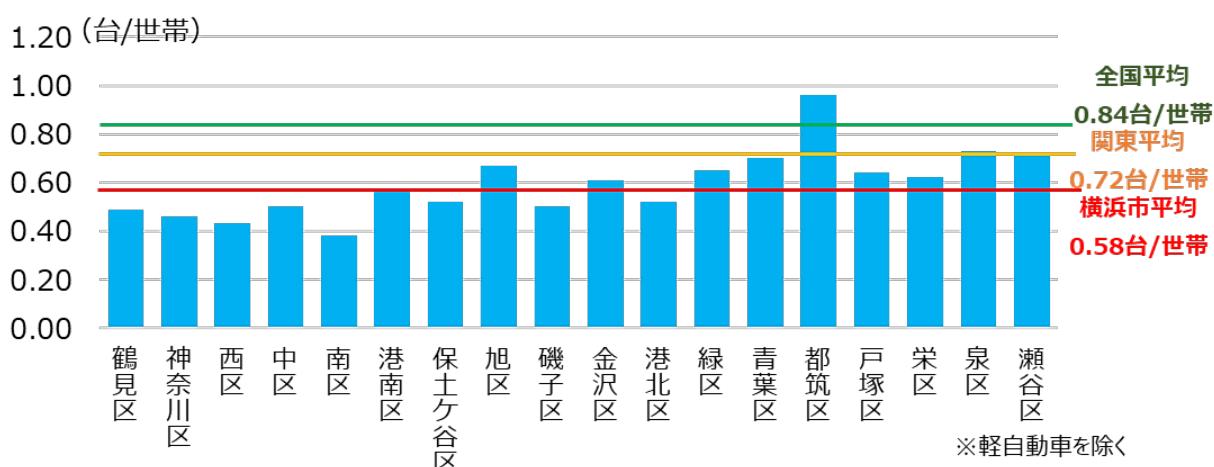


図2－8 横浜市民の一戸当たりの自動車保有台数

資料) 人口・世帯数：令和2（2020）年国勢調査、  
自動車保有台数：関東運輸局（令和6（2024）年3月末時点：登録車計）より作成

## エ 路線バス

市内の路線バスは、市営及び民営の合計10事業者によって運行されています。人口減少や高齢化の進展による利用者減少、運転士不足や運転士の高齢化など、時代の変化に伴い経営環境は厳しくなっています。

横浜市内の路線バスは、5kmを超える路線が多い一方、利用者の8割以上は乗車距離4km未満となっています(図2-9)。また、赤字路線を多く抱えており(図2-10・横浜市交通局の例)、必ずしも効率的なサービスとなっていない状況です。さらに、一日当たりの乗車人員は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより大きく減少し、収束後も以前の水準には戻っていません。加えて、いわゆる2024年問題により運転士不足が一層顕著となり(図2-11)、本市においても減便や最終バスの繰り上げを実施せざるを得ない状況です。

利用状況としては、朝夕のピーク時間帯をはじめ、生産年齢人口(15~64歳)のバス利用者があらゆる時間帯で減少している一方、高齢人口(65歳以上)の昼間時間帯の利用者は増加しています。朝夕の通勤・通学の移動手段として路線を維持しながら、昼間の時間帯も日常生活の移動手段として、路線の確保が必要な状況です。

さらに、二次元バーコードやクレジットカード決済など多様な支払手法の導入や、ウェブサイトでの接近情報の提供など、利用者の更なる利便性向上に向けた取組が求められています。

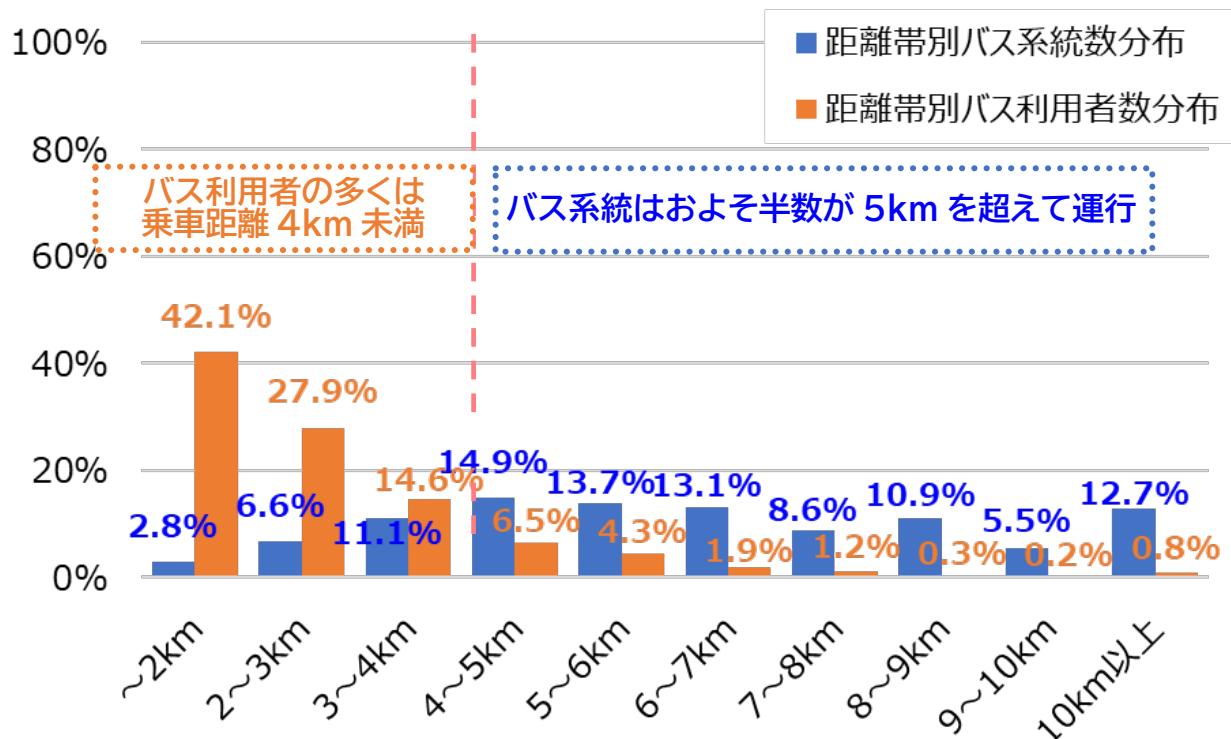


図2-9 市内の路線バス系統延長とバス平均乗車距離の比較

資料) 第6回東京都市圏パーソントリップ調査(平成30(2018)年)、  
バス系統データ(令和6(2024)年4月時点)より作成

## 第2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

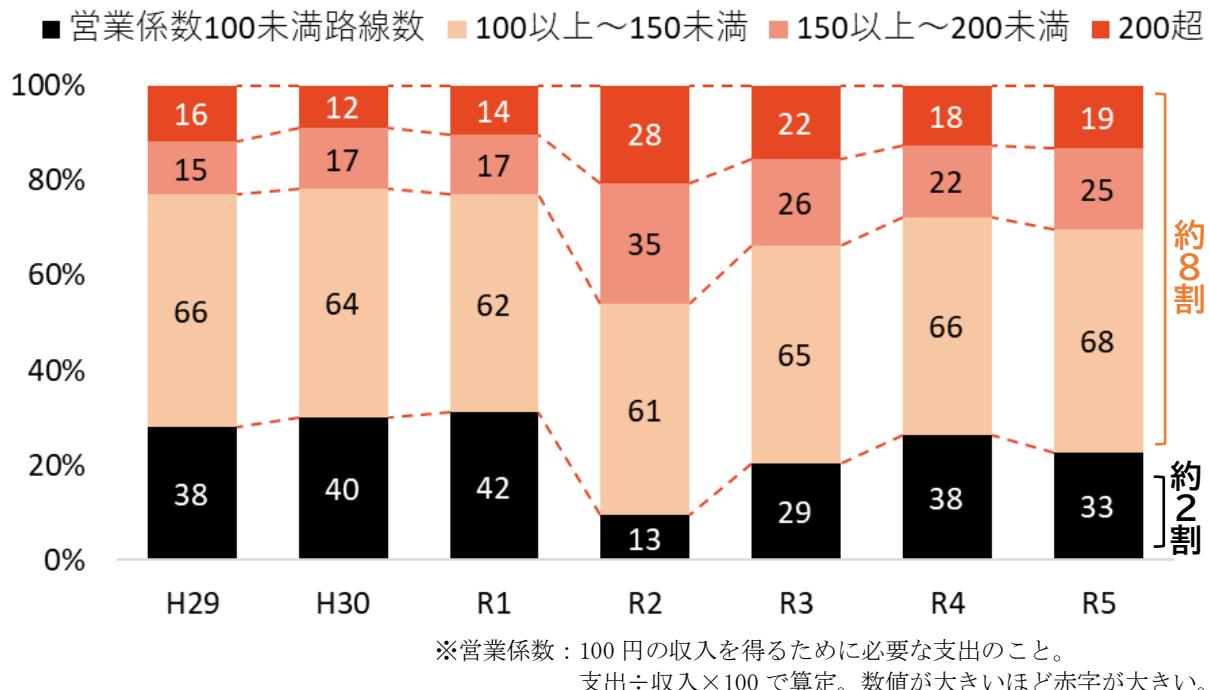


図2-10 一般乗合バスの営業係数別路線数の推移（横浜市交通局）

資料)「バス路線別収支」(横浜市交通局)より作成

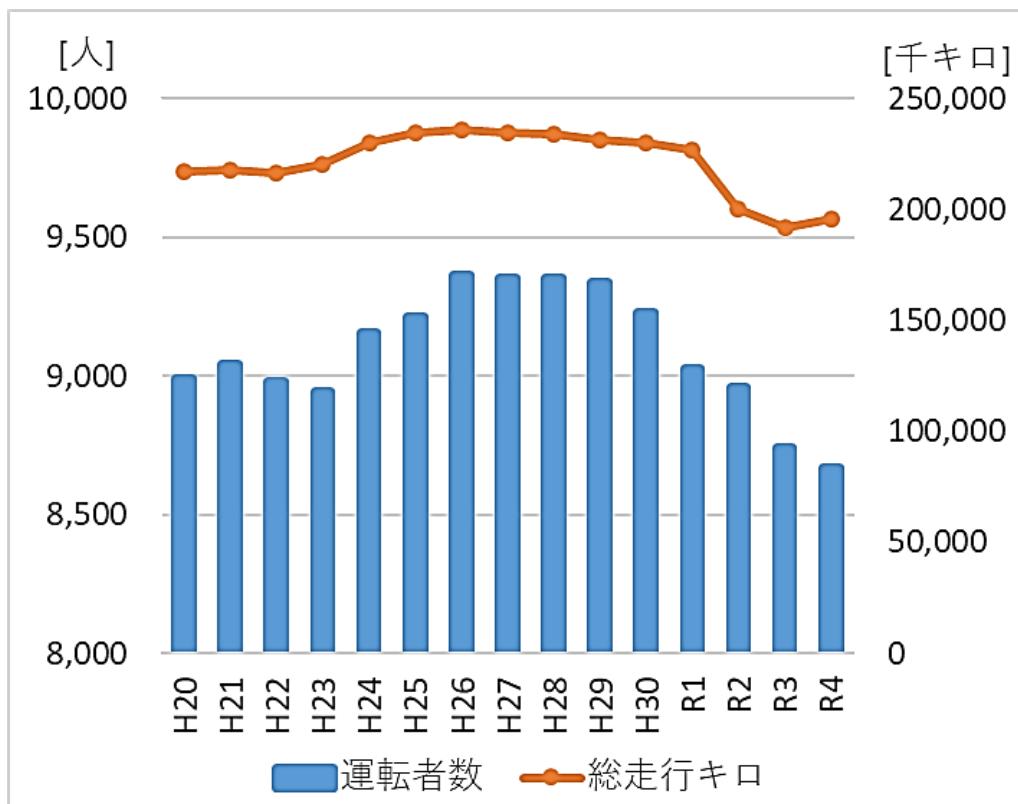


図2-11 県内の乗合バス運転士数・総走行キロの推移

資料)神奈川県バス協会資料より作成

## オ タクシー

市内の法人及び個人のタクシー車両届出台数は約5,600台となっています。タクシーも路線バスと同様に、運転士不足（図2-12）など、厳しい経営環境に置かれています。一日当たりの乗車人員は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより大きく減少し、令和元年に比べて、令和2年では約4割減少（図2-13）しました。

その後、感染症の収束後の需要増加に対応できないエリア・時間帯が存在したことから、運転士採用や、令和6（2024）年3月に創設された日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の導入等に取り組んでいます（図2-14）。引き続き、一時的・局所的な需要への柔軟な対応が求められます。

また、タクシーにおいても、多様な支払手法の導入や配車アプリの普及など、利用者の更なる利便性向上に向けた取組が進められています。

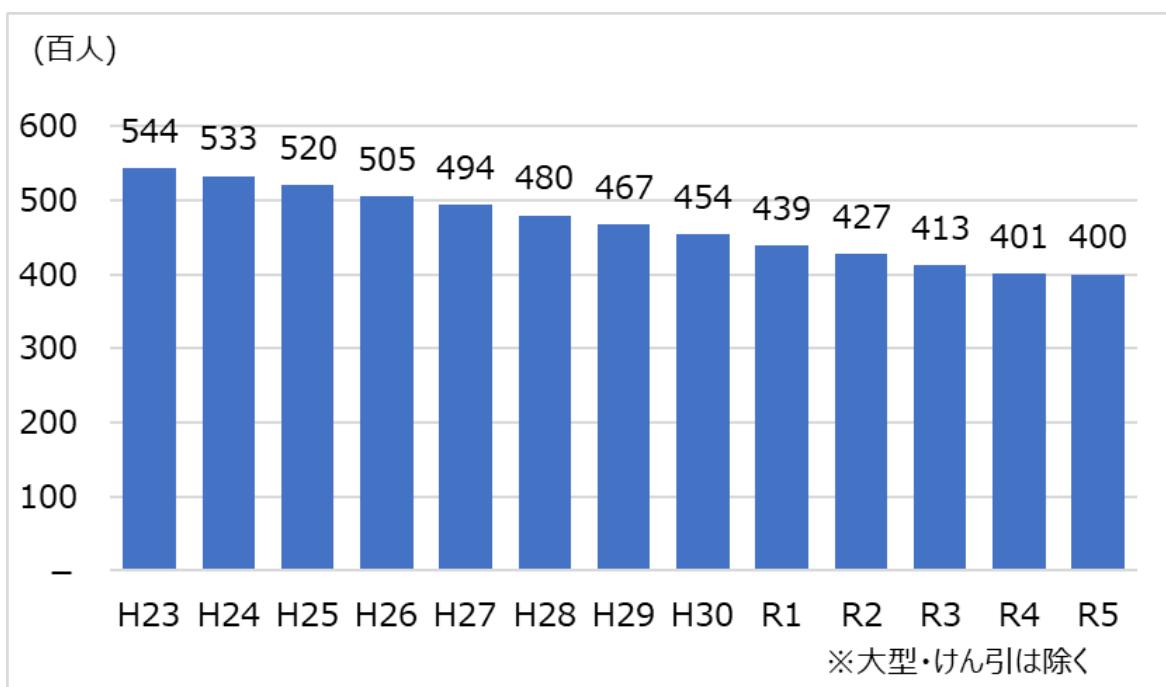


図2-12 市内の二種免許保有者数（タクシーなど）の推移

資料) 横浜市統計ポータルサイトより作成

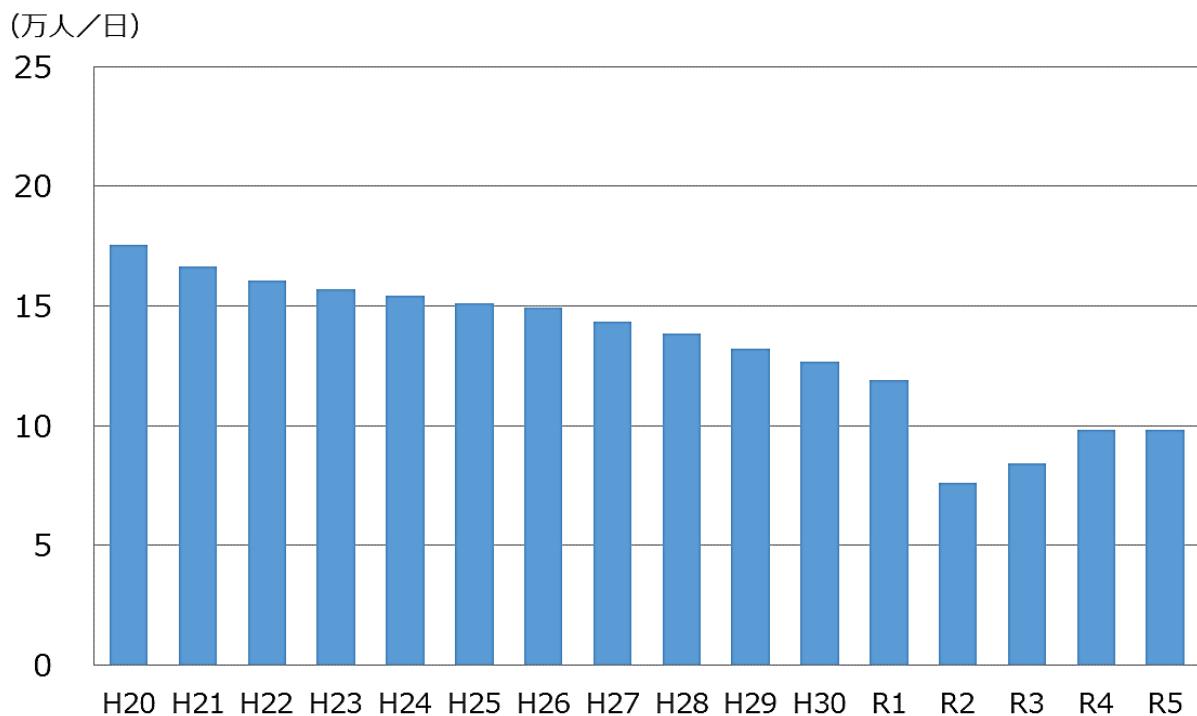


図2-13 横浜市内の一日当たりタクシー乗車人員

資料) 横浜市統計ポータルサイトより作成

営業区域名、対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日 及び時間帯	不足車両数※
京浜 横浜市、川崎市、横須賀市ほか (6,734台)	金土日 : 0時台～5時台 (68%)	940台
	金土日 : 16時台～19時台 (82%)	480台

※マッチング率90%を確保するために必要な車両数

図2-14 日本版ライドシェアに係るタクシーの不足車両数（京浜交通圏）

資料)「自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数」(令和6(2024)年3月時点) (国土交通省) より

### (2) これまでの取組の振り返り

本市では生活に必要なバス路線の維持や、地域ニーズを踏まえた地域交通の導入支援に取り組んできました。

このうち、「地域交通サポート事業」（図2-15）においては、近年、自宅から最寄のバス停や生活利便施設など身近な目的地への移動手段や、時間帯や距離、頻度等の様々なシーンに応じて選択できる移動サービスの必要性が高まる一方で、地域活動の担い手の高齢化、採算性の確保が難しい地区の増加など、地域交通の導入に至ることのできない、又は継続が困難なケースが増えています。

さらに、高齢者や障害者等の外出支援に資する制度として敬老特別乗車証（敬老バス）や福祉特別乗車券（福祉バス）等の導入にも取り組んできました（表2-1）。これまで導入した地域交通では、運行する交通事業者によって、敬老バス等が利用できない場合があり、地域差が生じています。

その他、移動に支援を必要とする方々に対しては、福祉タクシー利用券の交付といった支援や、福祉有償運送などの移動サービスがあります。

#### 「地域交通サポート事業」の概要

- ▶ 生活に密着した地域交通の導入に向けて、地域の主体的な取組によって移動手段の確保や持続可能な運行がスムーズに進むように、地域に対して様々な支援を行う事業です。
- ▶ 駅から離れた住宅地や、駅徒歩圏でも山坂の多い地区等において、通院、買い物など様々な目的での移動や高齢化による移動手段の確保を目的としています。

#### 地域交通サポート事業～実現のための基本的な考え方～

- 1 安全・安心な運行：国から乗合・乗用業務の許可を得た緑ナンバーを有する車両
- 2 地域の盛り上がり：多くの方が継続的に利用することで、安定した経営を行う
- 3 行政からの財政支援に頼らない自立した運行

既存バス停から、自宅まで  
遠い等普段の生活の移動  
にお困りの方はいらっしゃいますか？  
なぜ、バスがないの？  
お出かけが大変



地域交通サポート事業による交通問題解決

ご近所との交流が増えた  
お買い物が便利になった



横浜市地域交通サポート事業は、生活に密着した地域交通の導入に向け  
地域主体的な取組がスムーズに進むよう、活動に対して様々な支援をしています。

図2-15 地域交通サポート事業の概要

資料) 横浜市作成

## 第2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

表2－1 公共交通の利用に関するこれまでの移動支援（補助）の取組

資料) 横浜市作成

名称	生活交通バス 路線維持制度	地域交通 サポート事業	敬老特別乗車証 (敬老バス)	福祉特別乗車券 (福祉バス)	福祉タクシー 利用券
概要	市内の生活交通として必要なバス路線を維持	地域の主体的な取組みによる地域交通の取組支援	高齢者の外出及び社会参加の支援	障害者の外出及び社会参加の支援	障害者の外出及び社会参加の支援
支援内容	事業者に対し運行経費の一部を交付	地域交通の取組伴走支援、導入に係る経費支援	乗車証の交付	乗車券の交付	利用券の交付
創設	平成19年度	平成19年度	昭和49年度	昭和38年度	昭和58年度
所管課	都市整備局 都市交通課	都市整備局 都市交通課	健康福祉局 高齢健康福祉課	健康福祉局 障害自立支援課	健康福祉局 障害自立支援課
支援対象	誰でも	誰でも	市内在住 70歳以上	市内在住で身体、知的、精神障害者のうち一定の条件を満たす方	市内在住で身体、知的、精神障害者のうち一定の条件(重度障害)を満たす方
車両等	路線バス	路線バス ワゴン型車両	路線バス、市営地下鉄、シーサイドライン	路線バス、市営地下鉄、シーサイドライン	タクシー、福祉有償運送車両等
現状等	対象路線13路線 事業費 (令和5年度) 231,402千円	本格運行17地区 事業費 (令和5年度) 110,658千円	交付者数約40万人 事業費 (令和5年度) 12,588,275千円	交付者数約6万人 事業費 (令和5年度) 1,703,391千円	交付者数約2.5万人 事業費 (令和5年度) 741,877千円

### 《コラム》福祉有償運送とは

介助なしでは公共交通を利用することが困難な高齢者や障害者等を対象に、通院や買い物、レジャー等を目的にNPO法人等(非営利法人)が行う介助付き輸送サービスです。利用にあたっては事前に実施団体に登録する必要があります。また、実施団体は事前に「横浜市福祉有償移動サービス運営協議会」に登録申請が必要です。

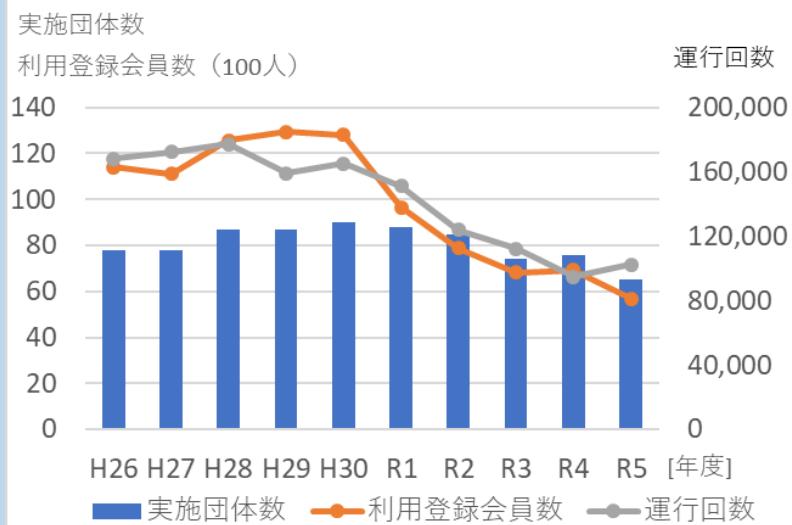


図2-16 福祉有償運送の実施団体数・会員数・運行回数の推移

資料) 横浜市作成

### (3) 今後予想される影響

厳しい社会情勢の中では、公共交通サービスの水準の維持が困難となる地域が発生し、市民の多様化する移動ニーズに応えることが今後ますます難しくなると想定されます。

公共交通サービスの水準が低下すると、地域住民の外出に対する抵抗感が増加し外出機会が減少することが懸念されます。これにより、心身の健康状態の悪化（フレイルリスクの増加）、地域交流の希薄化につながる恐れがあります。さらに、移動手段の選択肢の減少によってマイカーへの依存度が高まり、道路渋滞や交通事故、二酸化炭素排出量の増加にもつながり得るなど、様々な分野に悪影響が生じることが考えられます（図2-17、表2-2）。



図2-17 地域交通が関係する分野イメージ

資料) クロスセクター効果「地域公共交通 赤字=廃止でいいの?」(国土交通省) より

表2-2 公共交通サービスの水準が低下することで想定される負の影響

変化	想定される負の影響（イメージ）	
・外出機会、意欲の減少 ・マイカー依存度の高まり、免許返納者の減少	医療・福祉	健康状態の悪化（フレイルリスクの増加）
	商業	消費の低迷、まちのにぎわいの低下
	交通安全	交通事故の増加
	教育	学習・体験機会の減少、学力の低下
	定住促進	生活満足度の低下、人口の流出
	環境	二酸化炭素排出量の増加
	地域	友人・地域との交流の減少、コミュニティの希薄化
	コミュニティ	
	財政	医療・介護等財政状況の悪化

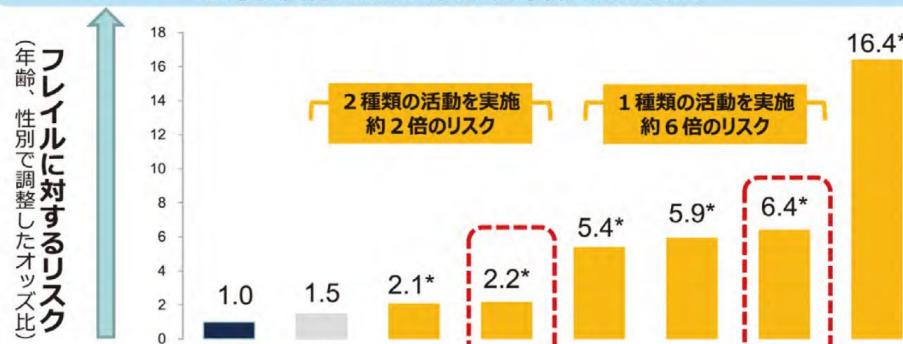
資料) 横浜市作成

## 《コラム》フレイルリスクについて

身体活動はフレイル予防に必要ですが、それだけではなく文化活動やボランティア・地域活動など、複数実施することによりフレイル予防につながります。

### 様々な活動の複数実施とフレイルへのリスク ～自立高齢者に対する悉皆調査から（49,238人）～

身体活動はフレイル予防に重要ですが、身体活動だけよりも文化活動やボランティア・地域活動など、複数実施することがよりフレイル予防につながります。



人数	5,212	385	22,688	1,476	246	9,411	4,150	5,670
身体活動（運動習慣）	○	○	○	×	×	×	○	×
文化活動	○	×	○	○	×	○	×	○
ボランティア・地域活動	○	○	×	○	○	○	○	○

(吉澤裕世、田中友規、飯島勝矢ら。2019年 日本公衆衛生雑誌) vol.66 ,306-316

図2-18 様々な活動の実施とフレイルリスクの関係

資料) 吉澤 裕世、飯島 勝矢ら。日本公衆衛生雑誌。2019 : 66(6) : 306-316 より

## 第3章 目指す地域公共交通の将来像

### (1) 地域公共交通とは

本市では、地域住民の買物や通勤・通学、通院等の日常生活圏を移動するための交通全般を「地域交通」と位置付けています。

地域交通のうち、既存の公共交通であるバス・タクシーが中心的役割を果たしながら、地域で常に提供されていて、不特定多数の人が安全・安心に利用できる交通サービスを「地域公共交通」として位置付けます（図3-1）。

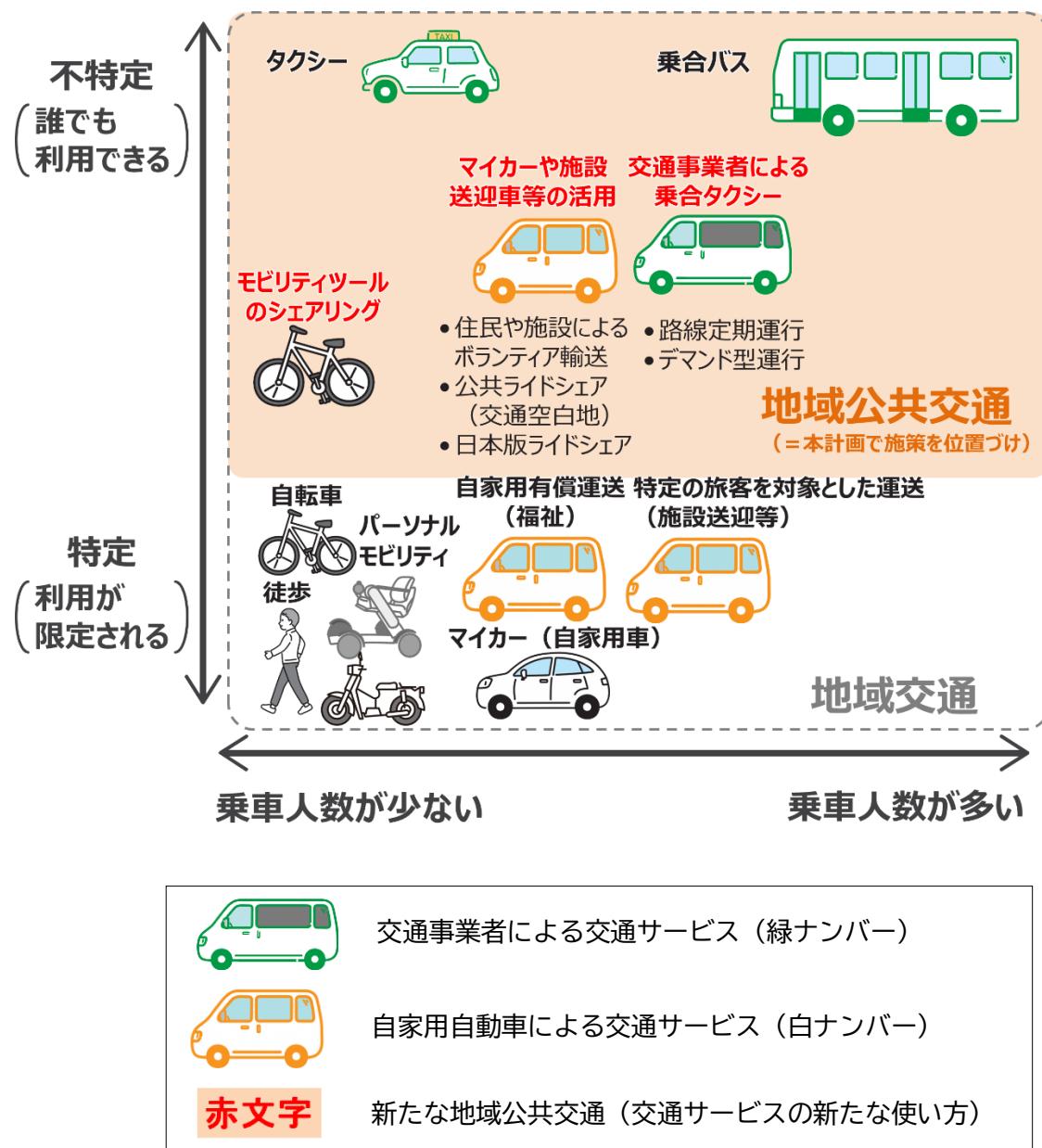


図3-1 地域交通・地域公共交通の概念

資料) 横浜市作成

## (2) 目指す姿

## 目指す地域公共交通の姿

地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政の連携により、  
市域全体で地域公共交通を充実させ、  
誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

地域公共交通は日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、人々の外出を促し、健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果をもたらす重要な社会基盤です。そのため、地域住民や交通事業者、企業・団体等と連携し、地域公共交通の充実を図るとともに、地域の様々な課題の解決を図りながら、誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現します。

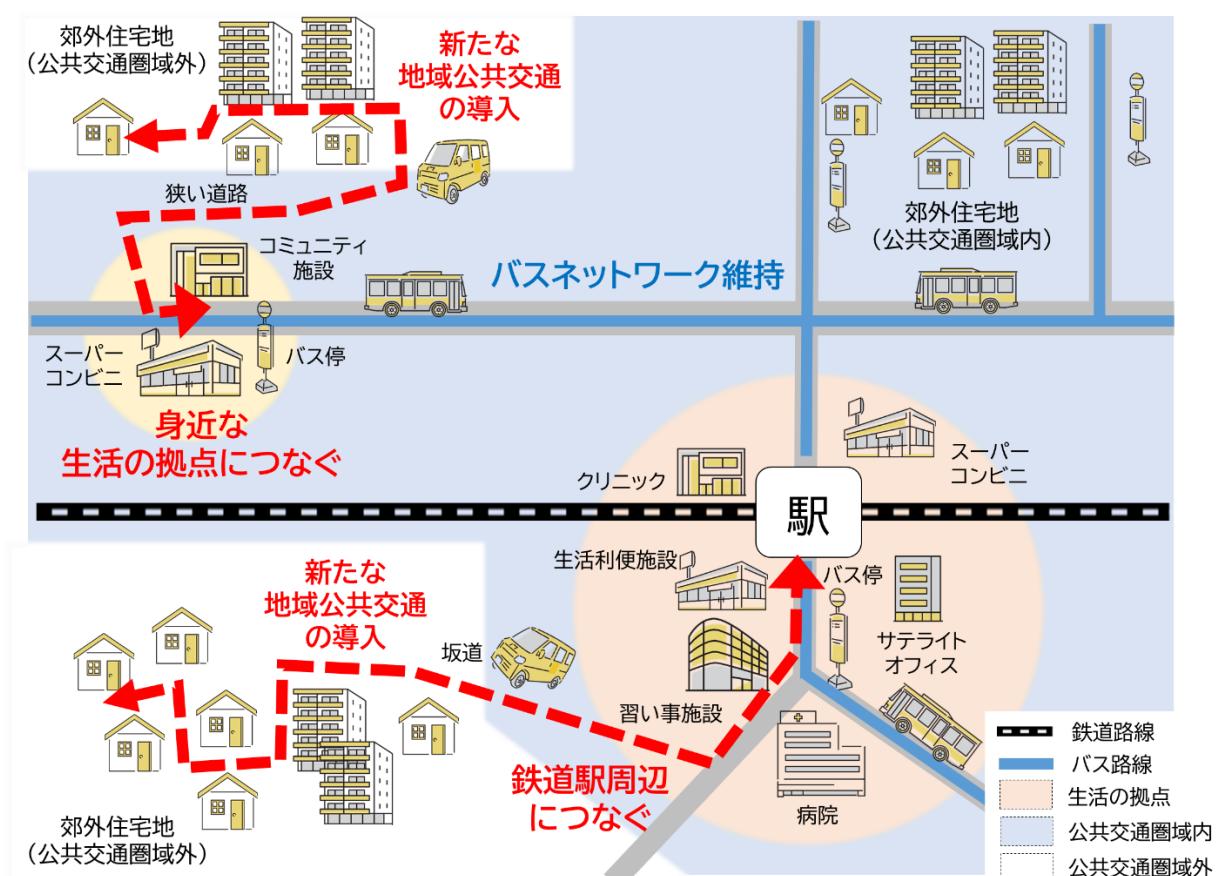


図3-2 地域公共交通のイメージ

資料) 横浜市作成

### (3) 基本方針

目指す姿の実現に向け、地域公共交通を「守る」・「増やす」、そして積極的に「使う」の3つを基本方針（解説3-1）として設定します。

この基本方針のもと、「バスネットワーク維持」、「地域公共交通の導入」、「利用促進・外出促進」、「交通DX・GX・共創の推進」の4つを施策として設定し、取組を推進します。

各施策の考え方や方向は次章で整理します。

#### 解説3-1

#### 3つの基本方針について

##### **基本方針I 地域公共交通を「守る」**

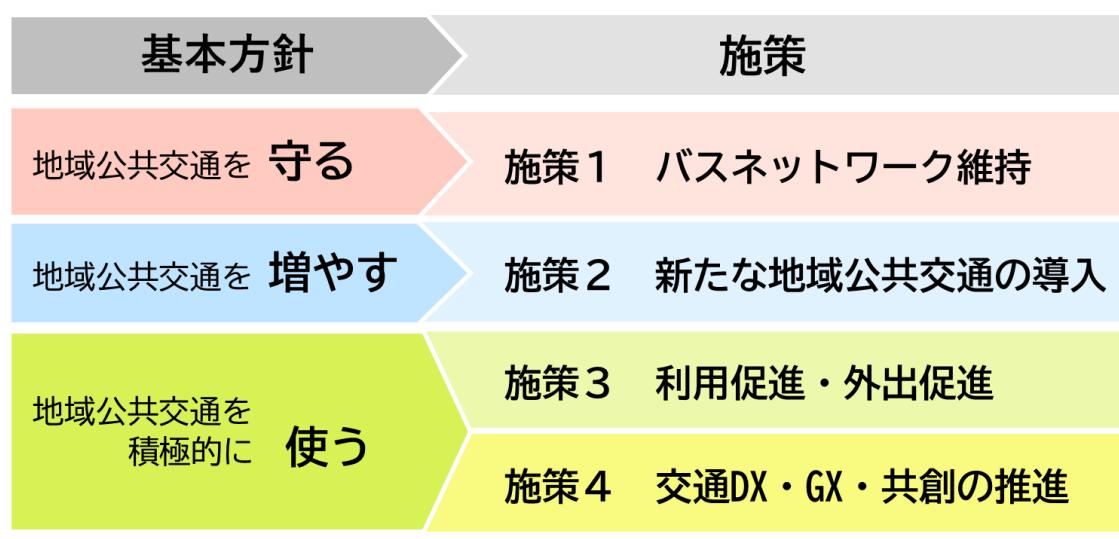
既存のバスネットワークについて、運行の効率化を図りながら必要なバス路線を維持します。

##### **基本方針II 地域公共交通を「増やす」**

駅やバス停から離れた公共交通圏域外（いわゆる交通空白地）を中心に、交通が不便な地域に、新たな地域公共交通を導入します。

##### **基本方針III 地域公共交通を 積極的に「使う」**

また、持続可能な地域公共交通とするために、地域公共交通の利用促進や企業のノウハウや技術の活用を進めていきます。



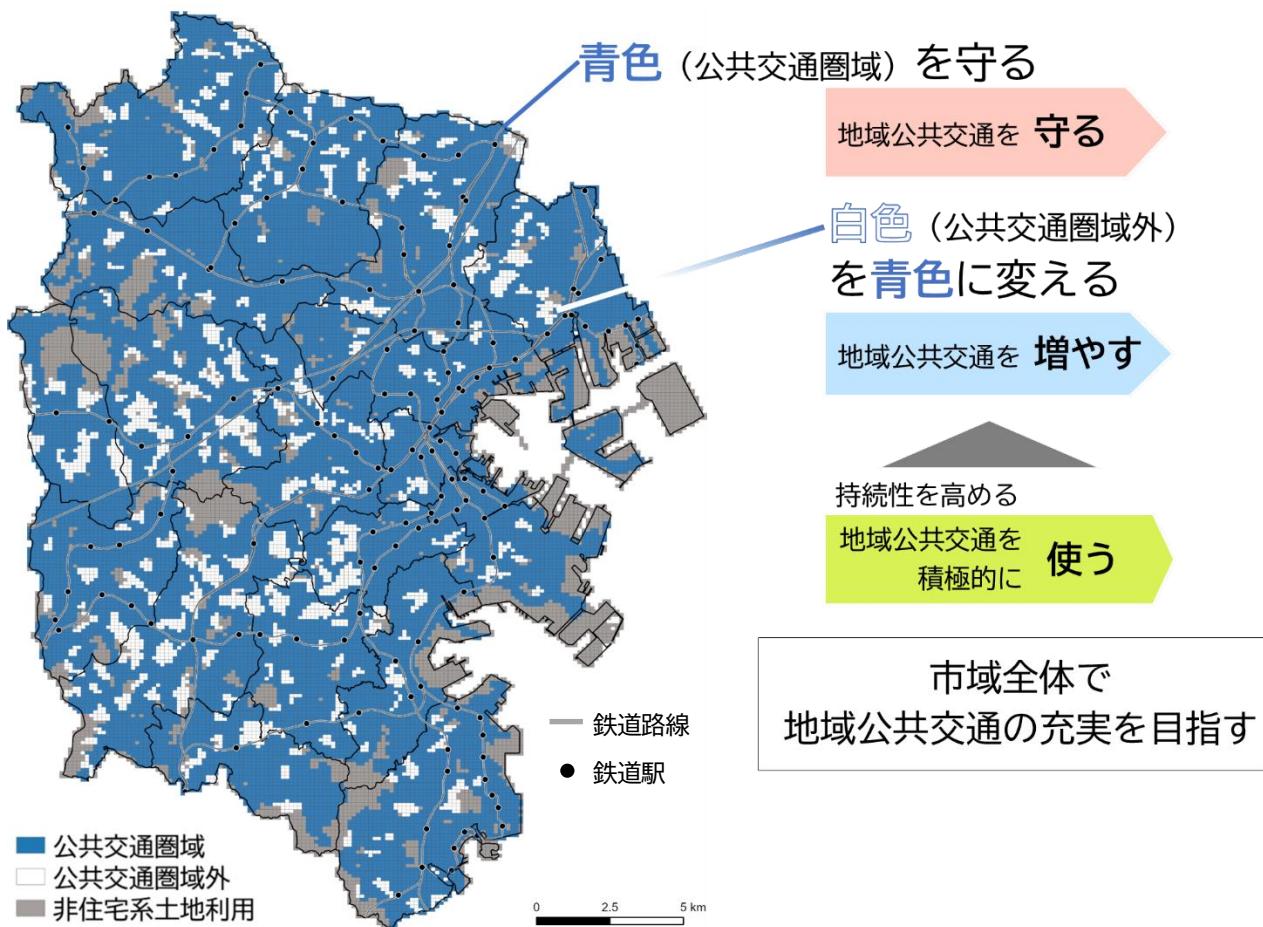


図3－3 基本方針と公共交通圏域の関係

資料) 横浜市作成

## 第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

### (1) バスネットワーク維持

#### ア 考え方

朝夕の通勤・通学や日中の買物・通院など、多くの市民の日常生活を支えていく上で、鉄道駅を中心とした交通ネットワークを維持することが重要です。

今後、鉄道と路線バスの機能分担や連携を促すとともに、行政とバス事業者の連携を一層強化し、効果的・効率的なバスネットワークの再編（図4－1）を進めることが重要です。

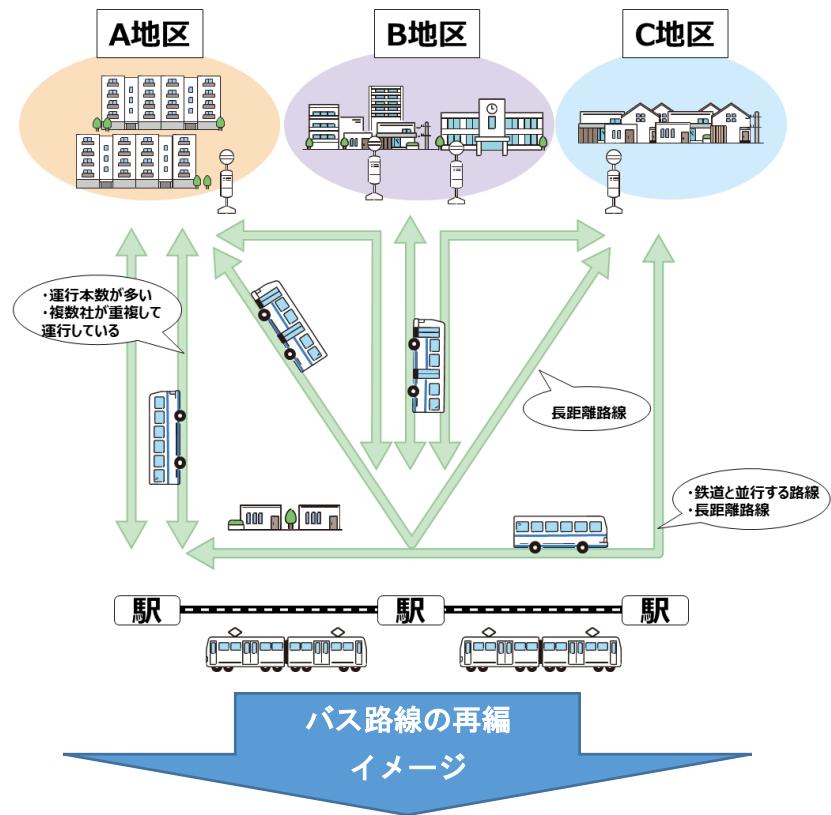
また、バス事業者の経営状況の悪化や運転士不足の課題が深刻化する中で、市民の生活に必要なバス路線を維持するなどの行政支援も必要です。

利用者としては、「バスは最寄駅まで」「路線によってはバスを乗り継ぐ」といった考え方のもと、目的地に向けて、バスと鉄道を組み合わせた利用、バスとバスを組み合わせた利用など、路線バスの使い方を変えていくことが必要となる場合も考えられます。

## 地域公共交通を 守る

## 施策1 バスネットワーク維持

【再編前】



【再編後の例】

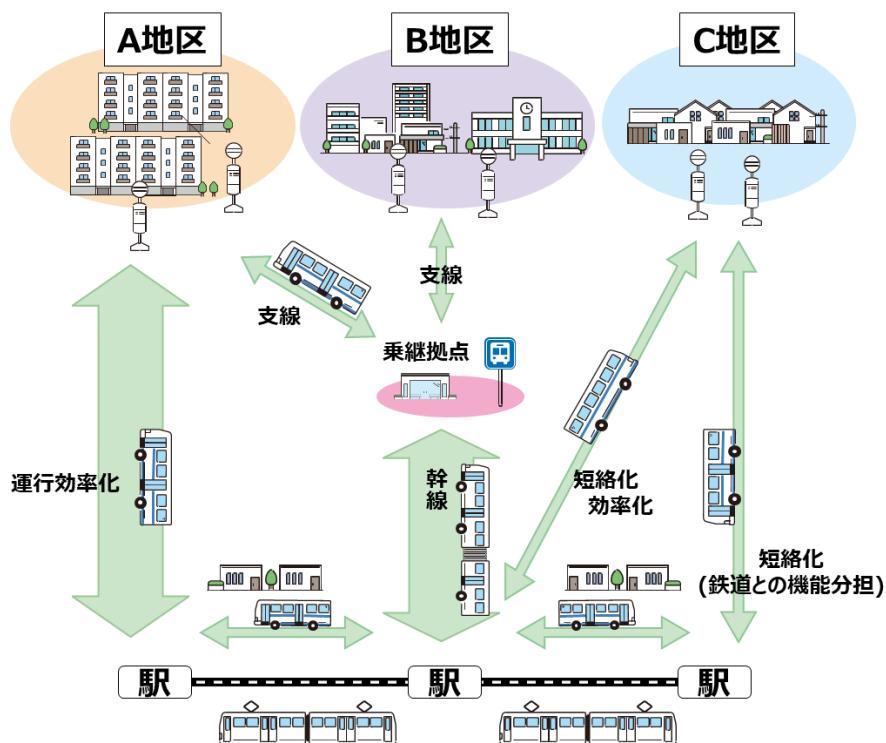


図4-1 バス路線の再編イメージ

資料) 横浜市作成

\*図は概念を示すものであり、横浜市の  
施策体系を示すものではありません。

## 地域公共交通を 守る

## 施策1 バスネットワーク維持

## イ 施策の方向

- ・運行本数の多い路線に連節バスを導入して運行の効率化を図り、路線の輸送力を確保しつつ、生み出された運転士等の経営資源を他の路線に再配分する取組（図4-2）を推進します。
- ・路線の再編、長距離路線の短絡化に必要となる乗継拠点や折り返し施設等の確保・整備の支援について検討します。あわせて、乗継利用者の負担軽減や利便性向上について、既存ストックの活用も含めた待合空間の機能確保、乗継情報の提供、乗継割引制度等について検討します。また、大規模な土地利用転換など、新たなまちづくりの動向をふまえた新規路線の導入等も行います。
- ・運転士不足への対応として、働きやすい環境づくりや人材確保に向けた補助制度の創設や、採用イベント等の広報活動を推進します。
- ・上記施策を進めながらも、路線を廃止せざるを得ない状況となり、かつ、廃止によって新たに公共交通圏域外のエリアが発生するなど日常生活の利便性が大きく低下する場合、生活交通バス路線として補助金を交付し、維持を図ります。
- ・施策の効果を高めるためには、地域の特性に対してサービスの内容が適切か、サービスの内容が利用者のニーズに合っているか、サービスの実施にかかる費用に無駄がないかなど、データに基づいた分析評価を行うことも重要となることから、バス事業者と連携して取組を進めます。

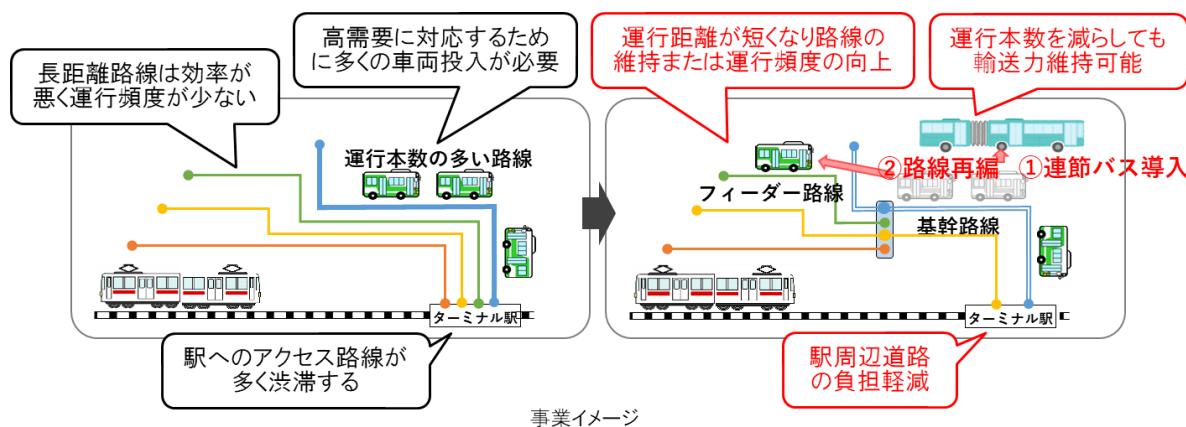


図4-2 バス路線の維持・充実に向けた取組イメージ

資料) 横浜市作成

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

## 地域公共交通を 増やす ➤ 施策2 新たな地域公共交通の導入

## (2) 新たな地域公共交通の導入

## ア 考え方

## ① 地域に適した地域公共交通の充実

バスやタクシーなど既存の公共交通に加え、鉄道駅やバス停から一定程度離れた公共交通圏域外を中心に、自宅と最寄駅やバス停、生活利便施設などをつなぐ、地域に身近な地域公共交通（図4－3、解説4－1）を導入し、市域全体で充実を図ることが重要と考えています。また、地域公共交通の充実により、通勤・通学者や子育て世代、増加傾向にある高齢者、障害者などの様々な利用者の移動を支え、あらゆる世代の外出を促していくことが重要です。

そのため、地域に適した地域公共交通を導入できるよう、交通事業者による乗合タクシー、マイカーや施設送迎車の活用、既存の公共交通ではカバーしきれないきめ細かな移動ニーズへの対応が可能なシェアサイクルなど交通サービスの選択肢を広げていくことが必要です。

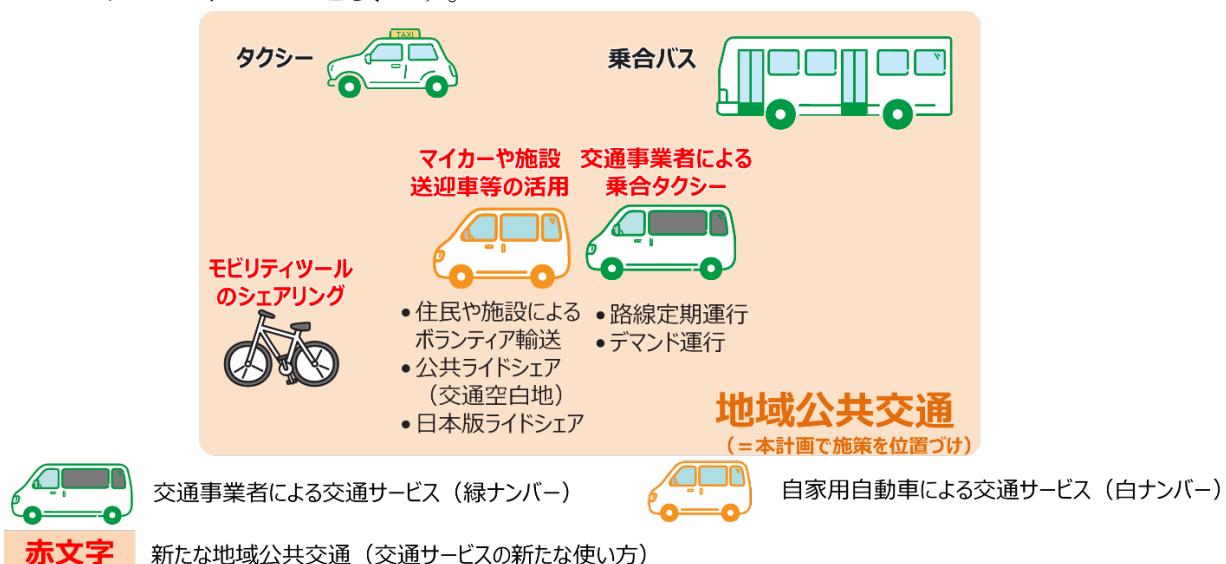


図4－3 地域公共交通のイメージ（再掲）

## ② 安全・安心の地域公共交通の確保

地域公共交通が安全・安心であることは、利用者はもちろん、地域内の歩行者や自動車への影響も含め非常に重要です。そのため、「プロ」のドライバーが運転を担う交通事業者の協力により、地域公共交通の導入を図ることが重要です。

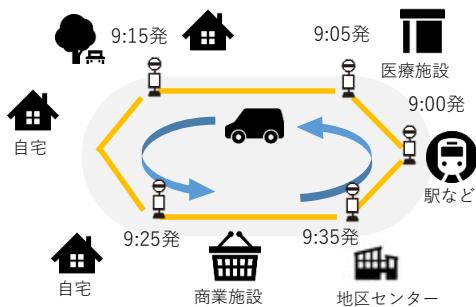
あわせて、地域の顔の見える関係で安心して利用できる住民活動によるボランティア輸送や商業施設・福祉施設など地域の身近な企業・団体等の地域貢献による輸送も、交通事業者で貰いきれない需要への対応として重要な選択肢と考えられます。

様々な地域公共交通が、道路空間の中で安全・安心に共存するためには、交通ルールの周知をはじめ、通行空間整備もより一層重要になってきます。

解説4—1

新たな地域公共交通の導入例**①乗合タクシー（路線定期運行）**

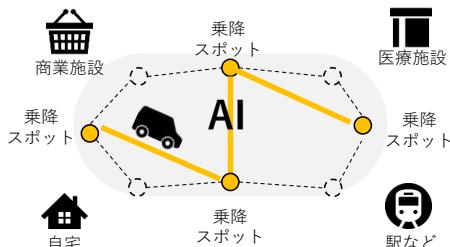
運行主体：交通事業者（バス、タクシー）  
 運行形態：決められたルートとダイヤで運行  
 その他：予約は不要



四季めぐり号（旭区四季美台地区）

**②乗合タクシー（デマンド型運行）**

運行主体：交通事業者（バス、タクシー）  
 運行形態：決められたルートやダイヤは無く、  
     予約に応じて乗降ポイント間を運行  
 その他：予約・配車システムが必要



あおばGO（青葉区東部地区）

**③マイカーや施設送迎車等の活用（ボランティア輸送）**令和6年度  
実証実験実施

運行主体：地域のボランティアや法人、企業等  
     （道路運送法上の許可・登録不要）  
 運行形態：運行主体や地域との話し合いで決定  
 その他：利用者からの運賃の徴収は不可  
     （燃料費等の実費は徴収可能）



ひがまた号（戸塚区東俣野地区）

## 地域公共交通を 増やす ➤ 施策2 新たな地域公共交通の導入

## イ 施策の方向

- ・新たな地域公共交通の導入について、地域交通サポート事業から支援内容を拡充した「新たな地域交通サポート事業（仮称）」により、取組を推進します。
- ・公共交通圏域外を含む地域に対しては、行政主導により、各区の地域ケアプラザ、社会福祉法人等地域に身近な関係者と連携しながら、潜在的な移動ニーズの確認と、ニーズに応じた地域公共交通の導入を支援していきます（図4-4）。
- ・従来の「路線定期運行」や広域の分散需要に対応する「デマンド型運行」、地域の支え合いによる「地域の輸送資源の活用」など一定期間の運行を通して、運行内容の検証と改善を重ね、地域に適したサービスとして定着を促していきます。その中で、利用実績データの取得・活用や必要な補助金の交付等の支援を行います（解説4-2）。
- ・シェアサイクルは、事業者との協働により市内全域で、サイクルポート数の拡充や異なる事業者間の相互乗入など、更なる移動の利便性向上を図ります。また、交通ルールの周知啓発や自転車通行空間の整備など、安全な利用環境の推進を図ります。
- ・さらに、新たな交通サービスの選択肢として、交通事業者の対応が困難な場合など、公共ライドシェア（交通空白地有償運送）等の制度活用も検討します。
- ・あわせて、自家用車の活用にあたっては、運転者の確保支援（運転技能の向上、責任範囲や安全に対するルールづくり等）を進め、自治会町内会や地域の企業・団体（商業施設・社会福祉法人等）など様々な主体による取組を促します。小さな需要への対応など、地域公共交通をきめ細かく充実させていくとともに、福祉の移動サービスも含め、移動を支える多様な取組の実現へつなげていきます。

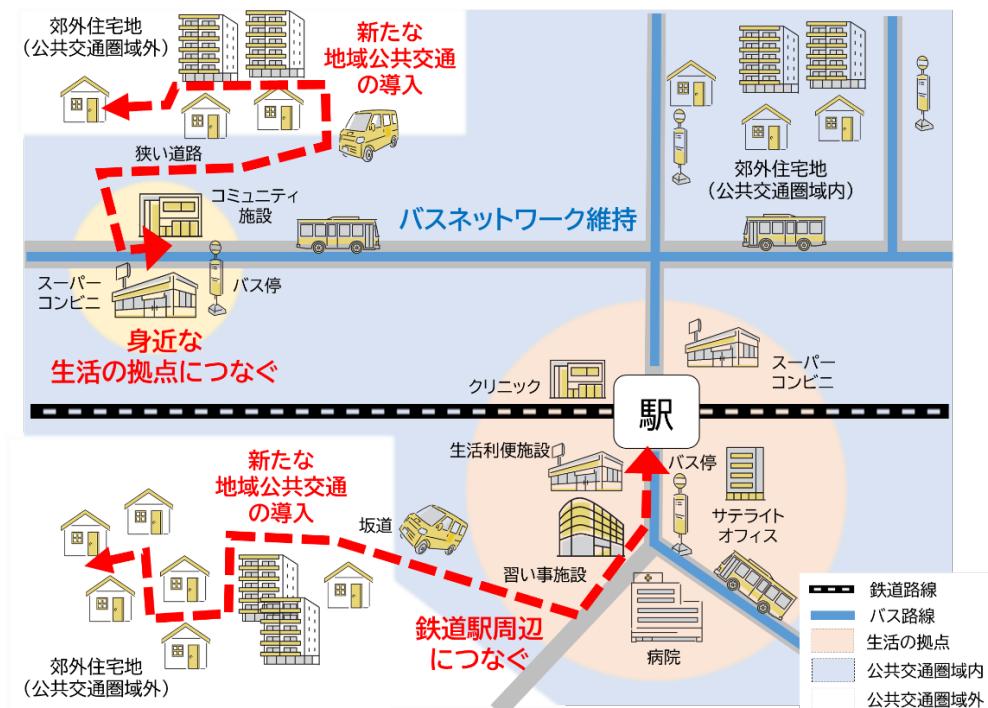
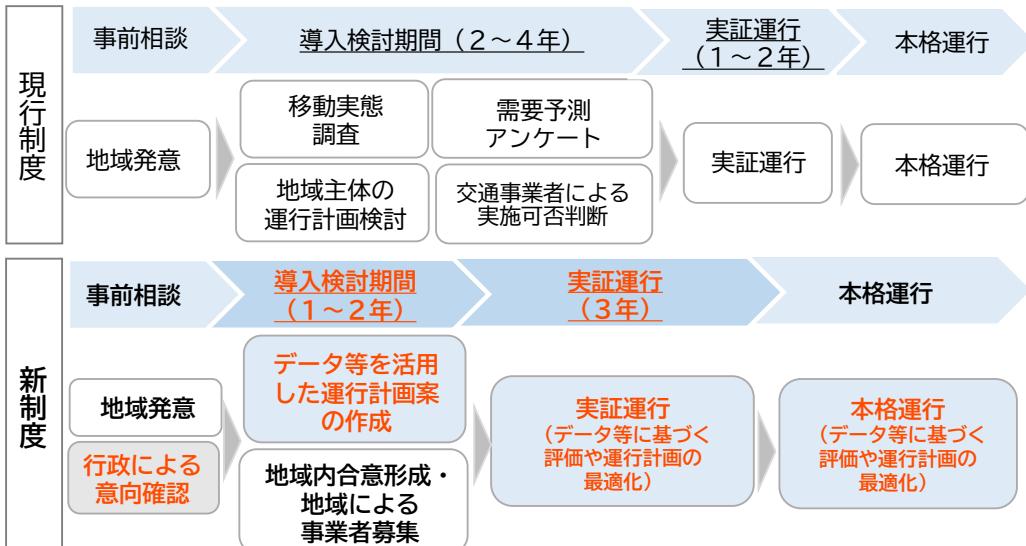


図4-4 新たな地域公共交通の導入イメージ（再掲）

## 解説4-2

### 新たな地域交通サポート事業（仮称）の概要について (新たな地域公共交通の導入)

**【取組フロー】****【主な支援内容】****①路線定期運行、②デマンド型運行**

運行状況	これまでの支援内容 (①のみ)	新たな支援内容 (①、②)
実証運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停設置等環境整備費</li> <li>運行経費など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停設置等環境整備費</li> <li>運行経費など</li> </ul>
本格運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両費等の初期費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両費等の初期費用</li> <li>運行経費 経費の50%以下かつ 上限 600万円/年</li> <li>システム費(デマンド型運行) 上限 520万円/年</li> </ul>

①実証運行期間を現行の2年間から3年間に延長  
 ②通年で継続的に実証運行できるよう調整  
 ③目標収支率を設定し、2年連続未達の場合は実証運行を中止し、再検討を行う

目標収支率：  
 1年目) 25%  
 2年目) 35%  
 3年目) 50%

- ※ 運行経費の支援については、運行経費から収入（運賃、協賛金等）を差し引いた金額が対象  
 ※ デマンド型運行については、路線定期運行よりも効率的な運行となる場合に限る（企業主体想定）  
 ※ 公共交通圏域で完結する路線を導入する場合、本格運行の運行経費、システム費の支援はしない（これまでと同様）

**③マイカー・施設送迎車等の活用**

運行状況	これまでの支援内容	新たな支援内容
実証運行 ・本格運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両費等の初期費用（ボランティアバス）</li> <li>車検費用、自動車税など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両費等の初期費用</li> <li>車検費用、自動車税</li> <li>車両修繕費 上限 15万円/年</li> <li>ボランティアへの謝礼 1,000円/便</li> </ul>

※ 公共交通圏域内外を問わず市内全域を対象

※ 最低運行本数を設定（20往復/月以上）

## (3) 利用促進・外出促進

## ア 考え方

持続可能な地域公共交通の実現には、多くの方に利用いただくことが不可欠であり、モビリティマネジメント（解説4-3）を通して、積極的に利用する意識の醸成が重要です。

きっかけとして、お住まいの地区の地域公共交通の状況（運行内容や頻度、収支の実態、利用者数など）や利用することによる効果を「知って」いただく必要があります。その上で、実際に「乗って」いただき、地域公共交通を支えるという意識を持っていただくことが重要です。

また、外出の機会が増え利用者同士のコミュニケーションが活性化するなど、移動 자체を「楽しめる」ようになると、さらに外出機運を高めることにつながります。

朝夕の通勤・通学などの既に習慣化された外出をはじめ、子育て世代や増加傾向にある高齢者、障害者なども含めあらゆる世代の外出が促され、地域公共交通の利用が促進されることは、交通サービスの維持だけでなく地域の人々の健康維持やまちの活性化をはじめ、脱炭素化など多面的な効果を及ぼし、豊かな街の実現にもつながります（図4-5）。

## 解説4-3

モビリティマネジメントとは

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化すること\*を促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーション中心の交通施策

\* 淀滞や環境、個人の健康等の問題に配慮して、過度なマイカー利用に頼る状態から、公共交通サービス等を『かしこく』使う方向へと自発的に転換すること

モビリティマネジメントの妖精  
モビマネくん



## 第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

### 地域公共交通を積極的に使う 施策3 利用促進・外出促進



図4－5 交通・福祉・まちづくりの連携イメージ

(資料) 横浜市作成

#### 《コラム》交通政策とSDGsの理念

SDGs（持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。目標11「住み続けられるまちづくりを～包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する～」のターゲット「11.2」において、「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」として規定されています。

(資料) 国際連合広報センター資料

## 地域公共交通を積極的に使う ➤ 施策3 利用促進・外出促進

## イ 施策の方向

- ・市民の皆様にも積極的に交通サービスを「知って」「乗って」「楽しんで」いただくとともに、モビリティマネジメントを推進し、地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政みんなで支える地域交通の実現を目指します。
- ・「知って」いただくために、多様な主体が協力・連携して、あらゆる世代の需要や行動の特性を踏まえながら、動画・広報紙の作成やウェブサイト、デジタルサイネージ、SNS等の様々な媒体の活用を進めます。あわせて、地域活動の集まりやイベントなどの様々な機会を捉えた積極的な情報発信を進めます。
- ・「乗って」いただくため、高齢者や子育て世代等をはじめとしたあらゆる世代のニーズに応じた利用促進策に取り組みます。あわせて、高齢者、妊婦、車いす利用者、障害者など誰にとっても利用しやすい車両の導入やサービスの拡充など地域公共交通の利便性向上を図るとともに、周知啓発を積極的に行い、誰もが「安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」（解説4-4）の実現につなげていきます。
- ・「楽しんで」いただくため、地域のイベントとのタイアップなど外出したくなる目的づくりや地域の生活利便施設とのサービス連携による魅力向上などについても、地域や企業・団体等、交通事業者などと連携し外出促進策に取り組みます。

## 解説4-4

安心して自由に生活できるインクルーシブなまちとは

横浜市では、誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指しています。既存の公共交通の1つであるタクシーには、高齢者や子育て世代、移動に支援を必要とする方などの移動を支援する、様々なサービスがあります。

「ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）」は、原則として研修を修了した運転士が乗務し、車いすのまま乗車することができる車両となっており、一般のタクシー料金で利用することができます。

また、妊娠中の方をサポートする「陣痛タクシー」や、子ども一人での移動をサポートする「子育て支援タクシー」といったサービスもあります。



## (4) DX・GX・共創の取組の推進

## ア 考え方

地域公共交通の充実に向けては、AI・IoT・自動運転等の技術革新を踏まえた移動需要への効率的な対応と利用者の利便性の向上、交通データの蓄積によるサービス改善等といったデジタルトランスフォーメーション（DX）の視点を積極的に取り入れる必要があります。

また、脱炭素社会の実現に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）の取組を推進していくことが重要です。

これに加え、地域の交通課題の解決やまちの活性化などの推進力を高めるため、民間企業をはじめ地域を支える多様な主体の参画を促し、公共交通サービスの維持・充実の効果を一層高める「共創」の視点が重要です（図4-6）。

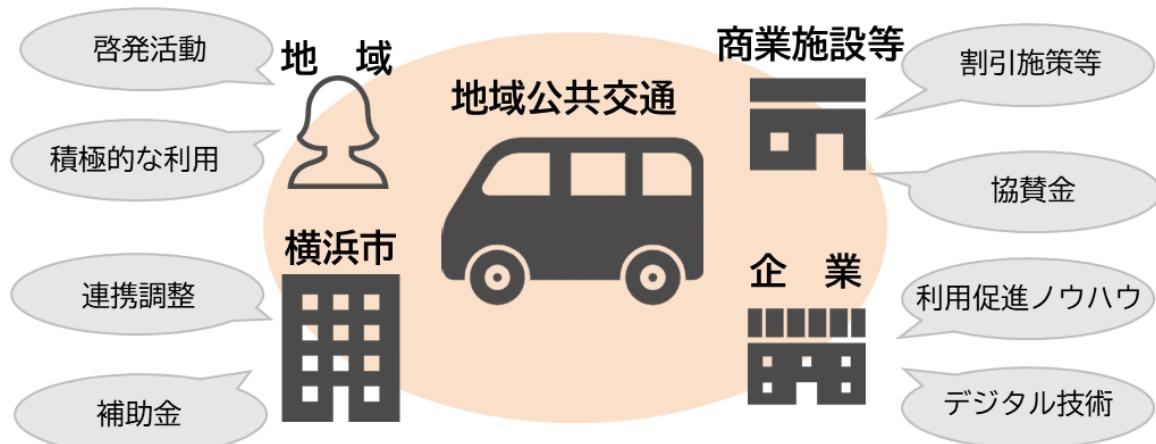


図4-6 共創のイメージについて

資料) 横浜市作成

## イ 施策の方向

## ①DX

- ・技術の進展によりパーソナルモビリティやグリーンスローモビリティなど様々なモビリティツールが登場しており、新たな地域公共交通の選択肢として、安全性や実現可能性について検討します。
- ・自動運転技術の導入について、必要となる関係機関との調整や地域住民の理解を図ることなど、企業の取組を長期的な視点で支援します。
- ・様々なデジタル技術を積極的に活用し、地域交通の利用状況データ（乗降地、目的施設、利用頻度等）を取得し、関係者間で共有・活用することで、地域住民などの関心をより高めるとともに、サービス改善に活かすなど、地域公共交通の持続性の向上につなげます。
- ・来街者も含め誰もが使いやすい地域公共交通としていくため、二次元バーコードやクレジットカードを用いたタッチ決済など多様な支払方法の導入・キャッシュレス化を推進します。
- ・また、多様な交通サービスをシームレスに乗り継ぐことができる環境を整え、目的地となる鉄道駅や生活利便施設などの商業・サービス機能との連携を図るなど、地域課題を解決する有効な手段としてMaaSの検討を行います（解説4-5）。移動や購買、検索など様々な利用履歴のデータを評価、分析、管理することが可能であり（図4-7）、地域の課題や移動の価値を可視化するコミュニケーションツールとしての活用が期待されることから、民間事業者と連携し、実現可能性について検討します。

## 解説4-5

MaaSについて

MaaSを交通や移動を中心とした地域の課題を解決するための関係者連携を促すツールとして捉えることが肝要です。

（国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より）

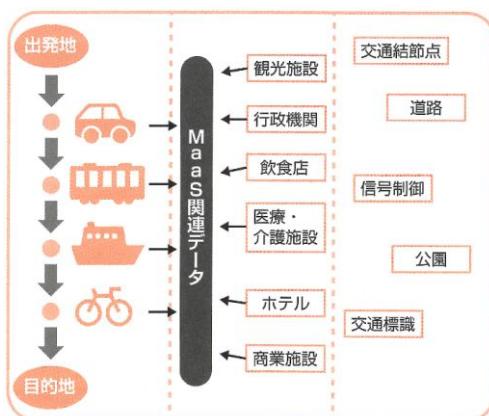


図4-7 MaaSとデータ活用のイメージ

資料)「図解ポケット MaaSがよくわかる本」  
(中村文彦・外山友里絵・牧村和彦著 秀和システム)

## 第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

### 地域公共交通を積極的に使う 施策4 交通DX・GX・共創の推進

#### ②GX

- 一定数の乗客が乗り合う地域公共交通は、一般的に、マイカーに比べて利用者1人あたりの二酸化炭素排出量が少ないエコな乗り物です。また、シェアサイクルも同様に二酸化炭素排出量が少ない乗り物です。これら地域公共交通の利用に転換することは脱炭素社会の実現につながることから、利用促進に取り組みます。
- EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）等の車両は一般的にガソリン車に比べて燃料費を削減でき、経営効率化の観点からも有効であることから、環境に配慮した車両の導入やそれに伴う充電施設等の設置を推進します。



FCVバス



EVタクシー

#### ③共創

- 共創による取組を一層推進するため、本市の地域交通課題を積極的に発信し、課題解決に意欲的な民間企業の取組提案を募集するとともに、民間企業からの提案についても積極的に活用します。
- 民間企業の主体的な取組による交通が不便な地域の解消や、民間企業のノウハウや技術革新による新たな交通サービスの実現など、移動課題の解決に向けた推進力や、施策実行の柔軟性、多様性を高めていきます。
- その中で、特に、AIにより予約状況に合わせた適切な運行ルートを算出し最適な配車を実現する「デマンド型交通」を、新たな地域交通サポート事業（仮称）の支援メニューとして創設し、主体的に導入に取り組む企業を支援します。
- 身近な生活の拠点となっている鉄道駅やバス停周辺において、民間企業が所有する土地や建物を活用し、地域公共交通の乗降、待合、停留等に資する機能を確保するなど、民間企業とともに交通とまちづくりの連携を図っていきます。



## 第5章 計画期間中に実施する取組

4つの施策「バスネットワーク維持」や「新たな地域公共交通の導入」、「利用促進・外出促進」、「交通DX・GX・共創の推進」について、計画期間（令和7（2025）年から令和11（2029）年までの5年間）に実施する取組を整理しました（表5－1）。

今後、取組を着実に進めるとともに、取組全体の評価・分析を行いながら、必要に応じて計画や施策の見直し・改善を行うことで、持続可能な地域公共交通の維持・確保を図っていきます。

表5－1 取組一覧

基本方針	施策	取組
地域公共交通を 守る	施策1 バス ネットワーク 維持	ア バス路線の再編・効率化
		イ 生活交通バス路線の維持
		ウ バス運転士の確保策の推進
		エ 市西部地域における交通ネットワークの構築
地域公共交通を 増やす	施策2 新たな 地域公共交通 の導入	オ 新たな地域交通サポート事業（仮称）による導入支援
		カ マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援
		キ 公共ライドシェア（交通空白地）、日本版ライドシェア等の活用
		ク シェアサイクル事業の推進
地域公共交通を 積極的に 使う	施策3 利用促進・ 外出促進	ケ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施
		コ あらゆる世代の外出促進（高齢者、子育て世代等）
		サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発
地域公共交通を 使う	施策4 交通DX・GX・ 共創の推進	シ 新たな交通サービスの創出
		ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有
		セ 公共交通のEV化・FCV化、インフラ整備の推進
		ソ 共創の取組の推進（社会的課題の解決に向けた企業提案募集）

資料) 横浜市作成

## 地域公共交通を 守る

## 施策1 バスネットワーク維持

## ア バス路線の再編・効率化

実施主体	交通事業者、横浜市（都市整備局）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況に応じたバス路線の短絡化や連節バスの導入など運行の効率化を図るとともに、バス停留所の拡幅や乗継拠点・折り返し施設の整備など運行に必要な走行環境整備を進めます。</li> <li>運行効率化により生じた運転士や車両といった経営資源をその他の路線へ再配分し、エリア全体のバスネットワークを維持します。その他、バスの運行形態の変更についてもバス事業者と連携して取り組んでいきます。</li> </ul>
対象	市内全域
施策の柱	<span style="background-color: #ff9999; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">バスネットワーク 維持</span> <span style="background-color: #99ff99; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">利用・外出促進</span> <span style="background-color: #ffff99; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block;">DX/GX/共創</span>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規地区での路線再編・連節バス検討・導入（令和7～11年度）</li> </ul>

## 《コラム》連節バス導入の事例

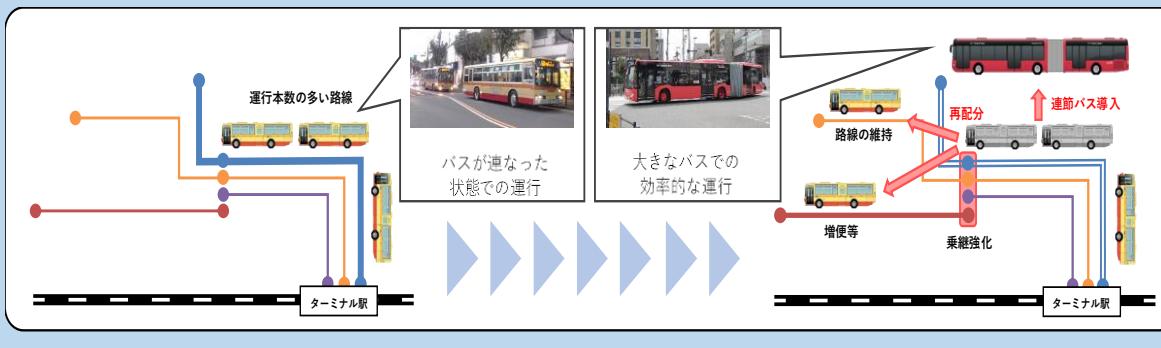
連節バスは、通常の大型バスと比べ、全長約1.8倍、定員約1.5倍あり、輸送力を向上させることができる車両です。

## ○導入実績

- 青葉区北西部（運行事業者：東急バス、令和6年4月運行開始）
- 戸塚区南西部（運行事業者：神奈川中央交通、令和6年7月運行開始）

## ○導入効果

- 輸送力を確保することにより運行を効率化
- 経営資源の再配分による周辺路線の維持や乗継割引の実施



## 地域公共交通を 守る

## 施策1 バスネットワーク維持

## イ 生活交通バス路線の維持

実施主体	交通事業者、横浜市（都市整備局）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線の廃止により公共交通へのアクセスが困難となる路線など、市民の生活交通として必要なバス路線「生活交通バス路線」を維持するため、運行するバス事業者に補助金を交付するとともに、上記路線の利用状況調査を継続的に実施し、運行効率化など運行形態の改善について検討を進めます。</li> <li>・広報よこはま等で積極的な利用啓発を実施します。</li> </ul>
対象	市内全域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>利用・外出促進</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付によるバス路線の維持（継続）</li> <li>・補助路線の利用状況調査（令和5～7年度）           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶目標 令和6年度末まで7路線完了、令和7年度に5路線実施</li> </ul> </li> <li>・運行効率化（令和7年度～）</li> </ul>

## ウ バス運転士の確保策の推進

実施主体	交通事業者、横浜市（都市整備局）
内容	市民全体の公共交通の利便性を確保するため、バス運転士の持続的な確保に向けたバス事業者支援として、運転士の住居費用の一部補助や採用募集の周知啓発等の取組を実施します。
対象	市内のバス路線の運行を担うバス事業者
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同会社説明会の実施（令和7年度～毎年開催）</li> <li>・運転士の住居費用の一部補助（令和7年度～最大5年間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶目標 運転士充足率100%</li> </ul> </li> </ul>

## 地域公共交通を 守る

## 施策1 バスネットワーク維持

## エ 市西部地域における交通ネットワークの構築

実施主体	横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO推進局、都市整備局）
内容	<p>市内の西部地域には鉄道路線が東西方向に整備されていますが、駅間を結ぶ南北方向への移動手段が少ないという課題があります。</p> <p>そこで、環状4号線等を活用した複数の鉄道路線とつながるバス交通ネットワークを新たに構築するとともに、瀬谷・上瀬谷間では道路混雑の抑制や多くの来街者等の需要に対応する新たな輸送システムを導入することで、西部地域の方々をはじめとする誰もが移動しやすいまちの実現を目指します。</p> <p style="text-align: center;"><b>公共交通ネットワークのイメージ</b></p> <p style="text-align: right;">凡例 西部地域において 交通利便性の向上を図るエリア</p>
対象	市内の西部地域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>地域公共交通の 導入</span> <span>利用・外出促進</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷・上瀬谷間の専用道整備に向けた設計・都市計画手続（～令和8年度）</li> <li>瀬谷・上瀬谷間の専用道整備工事（令和10年度～）</li> </ul>

## 《コラム》瀬谷・上瀬谷間の新たな輸送システムの導入について

瀬谷・上瀬谷間では、バス専用の道路を整備し、連節バスが最大3台で隊列走行することで、少ない人員でより多くの人が円滑に移動するためのシステムの構築を目指します。



## 地域公共交通を 増やす

## 施策2 新たな地域公共交通の導入

## 才 新たな地域交通サポート事業（仮称）による導入支援

実施主体	地域住民、企業・団体等、交通事業者、横浜市（都市整備局、各区役所）
内容	<p>公共交通圏域外を中心とした交通が不便な地域における、地域や企業等が主体となった新たな地域公共交通の導入について、地域の取組意向の確認や移動の実態調査を実施した上で、実証運行（最大3年間）を行い、具体的な需要を確認しながら、地域に適した運行内容の検討・改善を進め、本格運行へつなげます。</p> <p>さらに、これらに必要な経費を市が一定額負担するなど、地域や民間企業の取組を支援します。</p>
対象	市内の交通が不便な地域 ※公共交通圏域外を含む場合、実証運行と本格運行への補助を実施
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>地域公共交通の導入</span> <span>利用・外出促進</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	公共交通圏域外における地域意向・需要の確認、地域に適した地域公共交通の導入支援拡充（令和7年度～） ►目標 50地区程度における取組支援

## 地域公共交通を 増やす

## 施策2 新たな地域公共交通の導入

力 マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援

実施主体	横浜市（都市整備局、健康福祉局）、地域住民
内容	<p>自家用車を活用した交通サービス（地域や施設によるボランティア輸送等）について、担い手の発掘及び運行の安全確保、取組の周知啓発等を目的に、地域支え合いドライバー支援講習を実施します。</p>   <p>講習の様子（令和5年11月港北区開催）</p>
対象	市内の交通が不便な地域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>地域公共交通の導入</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<p>地域支え合いドライバー支援講習の実施（令和5年度～）        ►地域の取組意向等を踏まえ、<u>1～2地区／年</u>で実施を予定</p>

## 《コラム》地域によるボランティア輸送の取組紹介

## 【菊名おでかけバス】

- 運行主体：コミバス市民の会
- 車両：ワゴン型（定員8名）※有志の方からの貸与
- 運行経路：菊名駅西口～OKストア前～菊名駅前公園前
- 対象者：コミバス市民の会の会員

導入の背景

平成12（2000）年当初から、山坂の多い港北区菊名地域において気軽に地域内移動で利用できるツールを求める声が強くなりました。菊名駅近辺は通勤通学の至便地域ですが、駅から近い場所であっても勾配が急で、高齢者や乳幼児連れ、障害児者等にとって出かけることが困難で、高齢者の閉じこもり率も市の平均を大きく超える地域でした。

試行錯誤（自家用車、バスを借り上げての試運行）の末、平成22年から週1回の菊名おでかけバスを開始しました。

## 地域公共交通を 増やす ➤ 施策2 新たな地域公共交通の導入

## キ 公共ライドシェア(交通空白地)、日本版ライドシェア等の活用

実施主体	企業・団体等、横浜市（都市整備局）、交通事業者
内容	交通事業者の対応により、地域公共交通が十分に確保できない地区がある場合は、公共ライドシェア(交通空白地有償運送)、日本版ライドシェア（自家用車活用事業）、道路運送法における許可または登録を要しない運送等の制度を活用し、持続可能な運行に向けて取り組みます。
対象	市内の交通が不便な地域
施策の柱	<span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; padding: 2px;">地域公共交通の導入</span> <span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; padding: 2px;">DX/GX/共創</span>
スケジュール	公共交通圏域外における公共ライドシェア（交通空白地有償運送）等の検討、関係者調整・実施（令和7年度～）

## 地域公共交通を 増やす

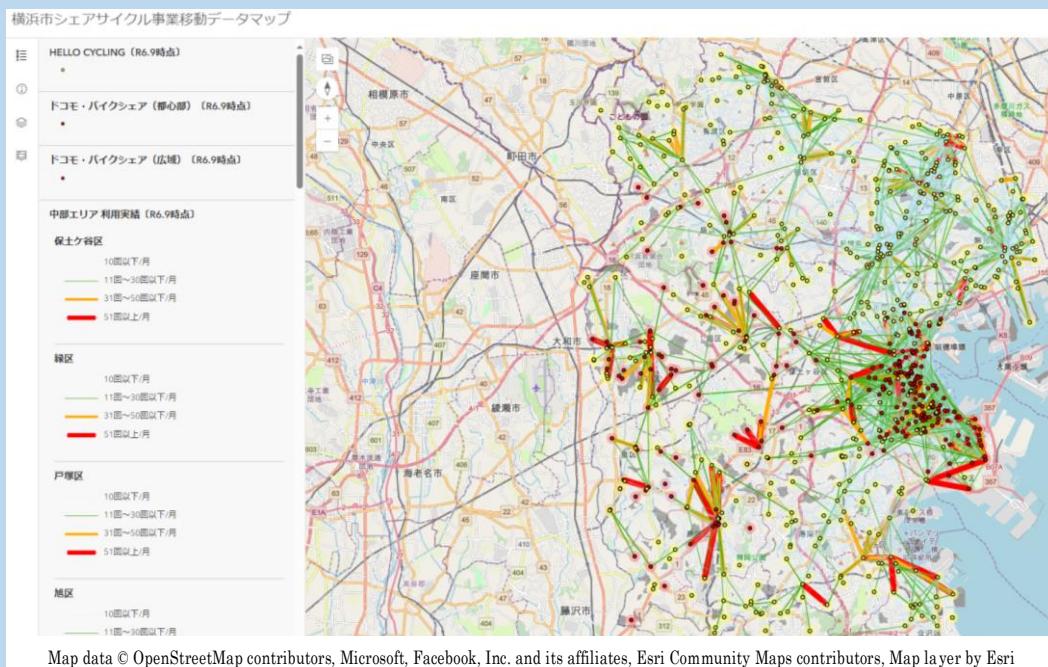
## 施策2 新たな地域公共交通の導入

## ク シェアサイクル事業の推進

実施主体	横浜市（道路局）、シェアサイクル事業者
内容	「移動の利便性向上」「都市の活性化」「脱炭素社会の形成」、「交通安全の推進」の4つを事業目的として、令和7年度から全市一体でのシェアサイクル事業を推進します。 利用ニーズの高い横浜都心や駅周辺のポートの整備と合わせて、公共交通圏域外にもサイクルポートの整備を推進していきます。
対象	市内全域
施策の柱	<b>地域公共交通の導入</b> <b>利用・外出促進</b> <b>DX/GX/共創</b>
スケジュール	・市内全域でのシェアサイクル事業の実施（令和7～11年度※） ※最大で令和16年度まで事業延長可能

## 《コラム》シェアサイクル事業における移動データの分析・公表について

シェアサイクルの移動データの分析結果から、都心部や鉄道駅周辺の回遊に加え、駅・バス停から一定程度離れている地域における利用、公共交通網の路線間の移動、公共交通の営業時間終了後の移動等の実績が確認でき、シェアサイクルが公共交通の機能を補完する役割を担う移動手段であることがわかりました。また、シェアサイクル事業者から提供を受けた移動データを可視化し、Web地図上での一般公開も全国で初めて実施しました。



## 地域公共交通を積極的に 使う

## 施策3 利用促進・外出促進

## ヶ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施

実施主体	地域住民、交通事業者、横浜市（都市整備局）、企業・団体等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の将来を担う、市内の小学生を主な対象に、公共交通の利用など身近な交通・移動の視点から社会課題（環境・福祉など）を考える、モビリティマネジメント出前授業を実施します。加えて、住んでいる地域の交通課題を知ってもらうとともに、子どもの発信力により、家庭や地域住民へ広く情報の伝達を促します。</li> <li>また、自治会町内会や企業等の様々な地域関係者に対し、地域課題や地域交通の運行状況等についての情報発信を積極的に行い、行動変容を促します。あわせて、情報が人のつながりの中で伝わり、共感を介して広がっていくことを促すため、地域の生活者の視点で日常的に支援を行っている社会福祉法人など、地域の関係者との連携を強めていきます。</li> </ul>
	 <p>モビリティマネジメント出前授業の様子</p>
対象	市内全域の小学校、地域等
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>地域公共交通の 導入</span> <span>利用・外出促進</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前授業等モビリティマネジメントの取組拡充（令和7年度～）</li> <li>出前授業参加者数の公表（令和7年度～）</li> </ul>

## 地域公共交通を積極的に使う

## 施策3 利用促進・外出促進

## コ あらゆる世代の外出促進（高齢者・子育て世代等）

実施主体	交通事業者、横浜市（健康福祉局、こども青少年局、都市整備局）、企業・団体等
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の外出促進を目的に、敬老バス、福祉バス、特別乗車券を地域公共交通にも適用します。</li> <li>子育て世代をはじめ多世代の移動に関する課題把握や目的施設と移動サービスとの連携強化など、移動サービスの利便性向上に向け支援策を検討します。</li> </ul>
対象	市内全域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>地域公共交通の 導入</span> <span>利用・外出促進</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老バス、福祉バス、特別乗車券の地域交通への適用（令和7年10月～）、適用後の効果検証（令和7～11年度）</li> <li>生活サービスと連携した誰もが使いやすい交通サービスの利便性の向上（令和7年度～）</li> </ul>

## 地域公共交通を積極的に使う

## 施策3 利用促進・外出促進

## サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発

実施主体	交通事業者、横浜市（健康福祉局、都市整備局）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすのまま乗車が可能なほか、高齢者や妊婦、車いす利用者、障害者等の誰もが利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーなど、バリアフリー対応車両の導入を推進し、誰もが安心して外出できる社会を目指します。</li> <li>ご自身の車いすのままでユニバーサルデザインタクシーに乗車することや、障害のある方が付き添いなしでタクシーを利用することなど、安心してタクシーを利用できるよう、乗車体験会の実施などの周知啓発を進めます。</li> </ul>
	 <p>ユニバーサルデザインタクシー</p>
対象	市内全域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>地域公共交通の導入</span> <span>利用・外出促進</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノンステップバスの導入（継続）           <ul style="list-style-type: none"> <li>目標 市内導入率80%以上（令和7年度）               <ul style="list-style-type: none"> <li>（高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業）</li> </ul> </li> <li>ユニバーサルデザインタクシーの導入（継続）               <ul style="list-style-type: none"> <li>目標 市内を運行する全車両の25%                   <ul style="list-style-type: none"> <li>（タクシー事業者福祉車両導入促進事業（UDタクシー））</li> </ul> </li> <li>ユニバーサルデザインタクシー乗車体験会の開催（継続）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>目標 2回/年（令和7年度～）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 第5章 計画期間中に実施する取組

### 地域公共交通を積極的に使う 施策4 交通DX・GX・共創の推進

#### シ 新たな交通サービスの創出

実施主体	企業・団体等、交通事業者、横浜市（経済局、都市整備局、道路局）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行支援型の低速のパーソナルモビリティやグリーンスローモビリティなど新たなモビリティツールを活用し、地域内の回遊性向上や賑わい活性などまちづくりと連携した実証実験などを支援し、実現可能性を検討します。</li> <li>バスやタクシーなど、公共交通の利便性向上や運転手不足の解消等に向け、自動運転技術を活用した実証実験を支援します。</li> </ul>
対象	市内全域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>地域公共交通の 導入</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなモビリティツールや自動運転技術を活用した実現可能性の検討（令和7年度～）</li> </ul>

#### ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有

実施主体	交通事業者、企業・団体等、横浜市（都市整備局）、地域住民
内容	バスや新たな地域公共交通の運行にあたり、民間事業者と連携して利用実態データを取得できる環境を構築し、関係者間で共有して交通サービスの改善や利用促進につなげます。
対象	市内全域
施策の柱	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>バスネットワーク 維持</span> <span>地域公共交通の 導入</span> <span>DX/GX/共創</span> </div>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行地区における利用実績の公表（継続）</li> <li>交通事業者とのデータ共有、活用（継続）</li> <li>民間事業者のノウハウを活用した新たな移動・生活実態データの取得・共有（令和7年度～）</li> </ul>

## 第5章 計画期間中に実施する取組

### 地域公共交通を積極的に使う 施策4 交通DX・GX・共創の推進

#### セ 公共交通のEV化・FCV化、インフラ整備の推進

<b>実施主体</b>	交通事業者、企業・団体等、横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO推進局）
<b>内容</b>	一般的にマイカーに比べて稼働率が高い事業者車両（バス・タクシ一等）において、環境配慮型車両（EV化・FCV化）及びEV充電ステーション・水素ステーションの設置を、地域公共交通特定事業（道路運送高度化事業等）も活用し進めます。
	 <p>公道EV充電ステーション（中区新港中央広場）</p>
<b>対象</b>	市内全域
<b>施策の柱</b>	<span style="background-color: #ff9999; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">バスネットワーク 維持</span> <span style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">地域公共交通の 導入</span> <span style="background-color: #FFFF00; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">DX/GX/共創</span>
<b>スケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV急速充電器の設置（令和6年度～継続）</li> <li>►目標 令和12（2030）年までに市内に400口設置</li> </ul>

#### ソ 共創の取組の推進（社会的課題の解決に向けた企業提案募集）

<b>実施主体</b>	企業・団体等、交通事業者、横浜市（都市整備局、政策経営局、経済局）
<b>内容</b>	地域や施設との連携による利用促進、魅力向上や技術開発による更なる利便性の向上など、民間企業との連携・共創により社会的課題の解決をより促すため、企業提案を募集し、地域交通の取組に積極的に取り入れます。
<b>対象</b>	市内全域
<b>施策の柱</b>	<span style="background-color: #ff9999; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">バスネットワーク 維持</span> <span style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">地域公共交通の 導入</span> <span style="background-color: #9ACD32; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">利用・外出促進</span> <span style="background-color: #FFFF00; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; display: inline-block;">DX/GX/共創</span>
<b>スケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業連携窓口の設置による提案の募集～実施（令和7年度～）</li> </ul>



## 第6章 指標の設定

計画期間である5年後の令和11（2029）年度に向けて、横浜市全体の地域公共交通の評価指標と目標値を設定し取組を進めるとともに、各地域単位での「地域の診断の要素」を設けて継続的に取組の効果等を検証するなど、計画として総合評価を行っていきます。

### （1）目標（横浜市全体の評価指標）

バスネットワーク維持や新たな地域公共交通の導入による公共交通圏域の維持・拡大、これに伴う市民の外出促進、マイカーから地域公共交通への利用転換など、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、市全体の目標を定め、施策・取組を推進します（表6－1）。

表6-1 横浜市全体の評価指標・目標値

評価指標	ねらい	数値目標	分野
駅まで15分達成人口割合	朝夕の通勤通学需要に対応できているか →通勤・通学需要など速達性・利便性の確保	<現状値> 92.3% <目標値> 維持	
導入及び維持した路線数	・ <u>日中のお出かけ時間帯の需要</u> に対応できているか →生活に基本的に必要なアクセス性の確保 ・ <u>バスネットワークの維持とともに、交通が不便な地域へ地域公共交通を導入し、市域全体で地域公共交通の充実を図れているか</u>	<現状値> 33路線  <目標値> 84路線	・定住促進 ・商業
新たな支援地区数	・公共交通圏域外において、地域の取組意向や潜在的な移動ニーズなど、 <u>導入の必要性を確認できているか</u> ・ <u>運行状況に応じ支援に取り組めているか</u>	<目標値> 50地区程度	
バス運転士数の充足率	路線バスの維持に必要な運転士数が確保されているか	<現状値> 集計中  <目標値> 100%	
外出が増加した地区数	地域公共交通の導入により <u>市民の外出を促しているか</u> →外出促進、健康増進、地域交流の創出等	<目標値> 50地区程度	・医療福祉 ・商業 ・地域コミュニティ
利用促進に関する取組件数	地域公共交通への支援を通じて、関係者間で理解を深め、 <u>取組の裾野が広がっているか</u> ※現状値は現行中期計画の数値	<現状値> 52件/年 <目標値> 増加	・教育 ・福祉 ・地域コミュニティ
公共交通分担率	マイカー利用から地域公共交通利用(自転車含む)への転換を促しているか →CO <sub>2</sub> 削減、交通事故減少、最寄駅周辺の活性化 (把握方法:パーソントリップ調査(令和10(2028)年度実施、令和11(2029)年度公表見込み)を用いて評価を想定)	<現状値> 50.2%  <目標値> 増加	・環境 ・交通安全 ・商業

### (2) 地域の診断の要素（各地域単位での評価指標）

地域公共交通の取組前後における目的地までのアクセス性の変化や利用状況の変化など、地域ごとに異なる多様な実態を関係者とともに捉えながら、地域の現状を診断し、その地域に適した施策を推進していく必要があるため、各地域における診断の要素を設定し、原則として毎年、継続的に評価を行います。

その中で、健康増進や地域交流の創出など波及効果も含めて検証し、取組の有効性についても評価を行います（表6－2）。

表6－2 地域の診断の要素

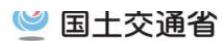
段階	実施時期	項目（例）	診断方法（例）	把握方法	
取組前 現状診断	-	アクセス性 ・物理的な負荷（駅800m・バス停300m圏域など） ・時間的な負荷（最寄駅まで15分圏域、生活利便施設まで30分圏域など） ・金銭的な負荷（最寄駅までのタクシー運賃など）	○分	統計データ等から算出	
		地域特性 ・人口構成（年少、生産年齢、高齢者人口） ・標高差・道路情報（幅員、勾配等） ・周辺の公共交通の情報	○%		
		生活実態 ・波及効果で捉える事項の現状把握	○%		
取組後 直接効果	原則 年1回 (運行改善に関する内容のため)	運行によるアクセス性の変化 ・物理、時間、金銭的な負荷の変化	○分 →○分	利用状況データ等から算出	
		公共交通圏域の拡大割合	○%		
		運行本数	○本/h		
		利用状況（利用者数、利用傾向、頻度等）	○人/日等		
		運行収支（運賃収入、運行経費、補助金交付額等）	○円/年		
		その他、地域固有の指標 例：商業施設等の来場者数、地域イベント参加者数	-		
波及効果	運行後 3年目 5年目 時点など	外出頻度の変化 ・外出頻度（義務的なものでなく娛樂的な） ・外出意欲	増加した人の割合 ○%	主にアンケート調査により把握	
		人との関わりの変化 ・家族、友人との交流・地域活動への参加 ・社会活動			
		ウェルビーイング ・健康状態の変化・生活満足度の変化			
		マイカーの利用頻度の変化	○%→○%		
		高齢者の免許返納割合の変化			

## 第7章 国庫補助事業の活用

### (1) 考え方

地域公共交通の充実に向けては、本市の各種支援制度に加え、国庫補助事業(図7-1)を有効活用するなど、関係者で連携して取組を進めています。

地域公共交通リ・デザイン関係予算一覧（令和5年度補正予算・令和6年度予算）



地域公共交通確保維持改善事業（令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円）	
<b>1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化</b>	
● 共創・MaaS実証プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 中小都市、交通空白地など</li> <li>B 地方中心都市など</li> <li>C 大都市など</li> </ul>
● 自動運転社会実装推進事業	2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援
● ローカル鉄道の再構築支援	ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援
<b>2. バス・タクシー等公共交通事業者的人手不足対策</b>	
● 旅客運送事業者の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIオーデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3種類（A・B・C）に応じて支援</li> <li>・モビリティ人材（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援</li> </ul>
● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援	地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援
● 既存の地域交通に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化</li> <li>・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化</li> <li>・公共交通におけるバリアフリー整備</li> <li>・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進</li> </ul>
<b>地域鉄道の安全対策（令和5年度補正:66億円の内数 令和6年度:45億円の内数）</b>	
訪日外国人受入環境整備（交通）（令和5年度補正:244億円の内数 令和6年度:14億円の内数）	
<p>公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組に対して支援</p> <p>・車両の大型化や荷物スペースの設置、観光車両の導入・改良</p> <p>・多言語対応のデジタルサイネージ、デジタルを活用した混雑状況の可視化 等</p>	
<b>社会資本整備総合交付金（地域公共交通関連）</b> (令和5年度補正:542億円の内数 令和6年度:5,065億円の内数)	<b>財政投融資（令和6年度:102億円）</b>
● 先進車両導入支援事業 (令和6年度:6億円)	・バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する出融資
・バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援	
・鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援	

図7-1 リ・デザイン関係予算一覧

資料) 国土交通省資料

### (2) 活用の方向性

生活交通バス路線維持制度により運行を維持している生活交通バス路線(図7-2)や、新たな地域交通サポート事業(仮称)により導入した新たな地域公共交通(図7-3)のうち、国の指定する交通不便地域の解消に資する路線であり、かつ、地域や事業者等の運営努力だけでは維持が難しい路線については、必要に応じて、地域公共交通確保維持改善事業の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し運行を維持・確保します。

また、民間企業による交通DX・GX・共創の取組(自動運転、MaaS等)や交通事業者による公共交通のバリアフリー整備等においても国庫補助事業を活用し、取組を推進します。

## 横浜市生活交通バス路線

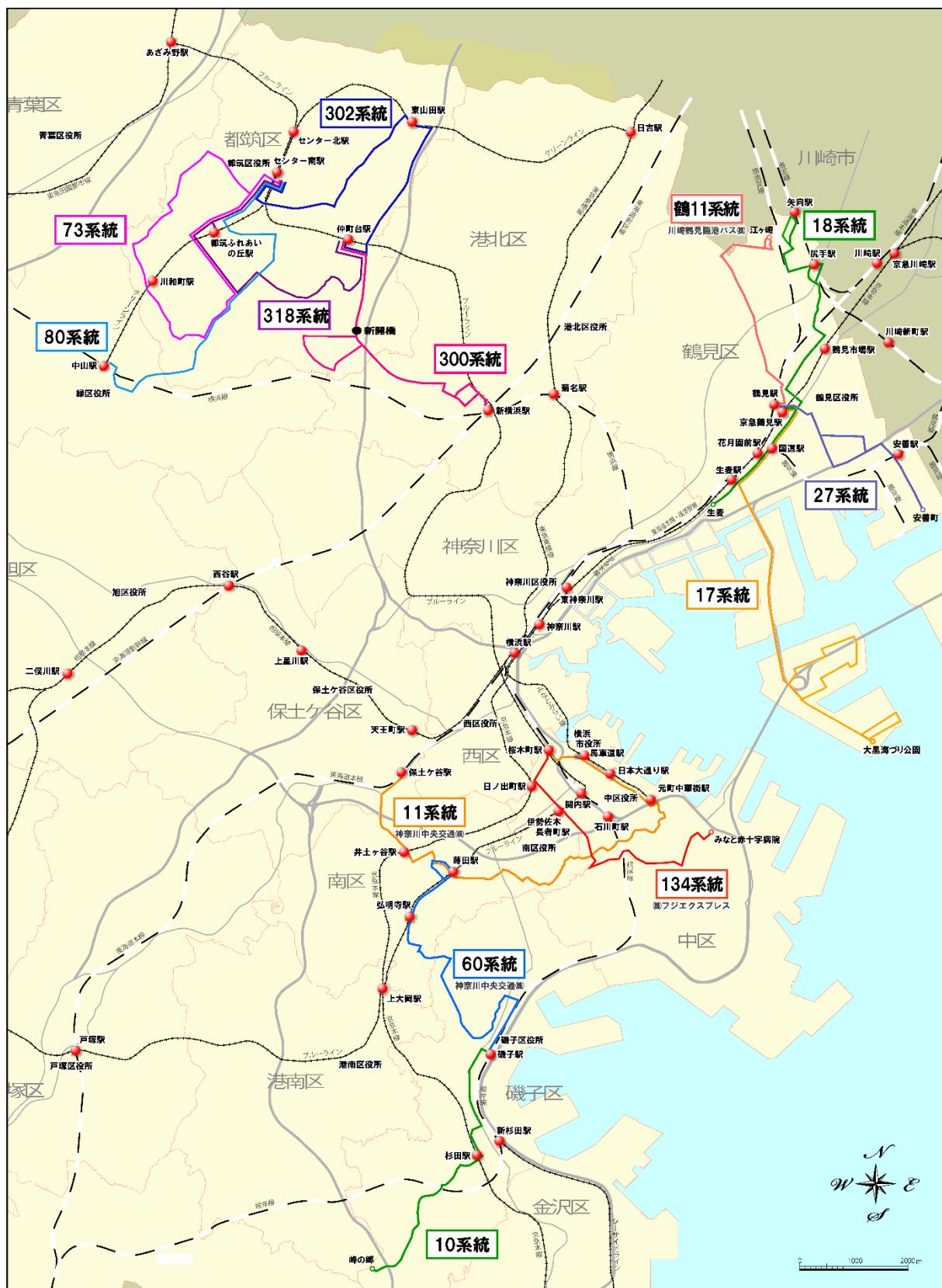


図7-2 生活交通バス路線図

資料) 横浜市作成

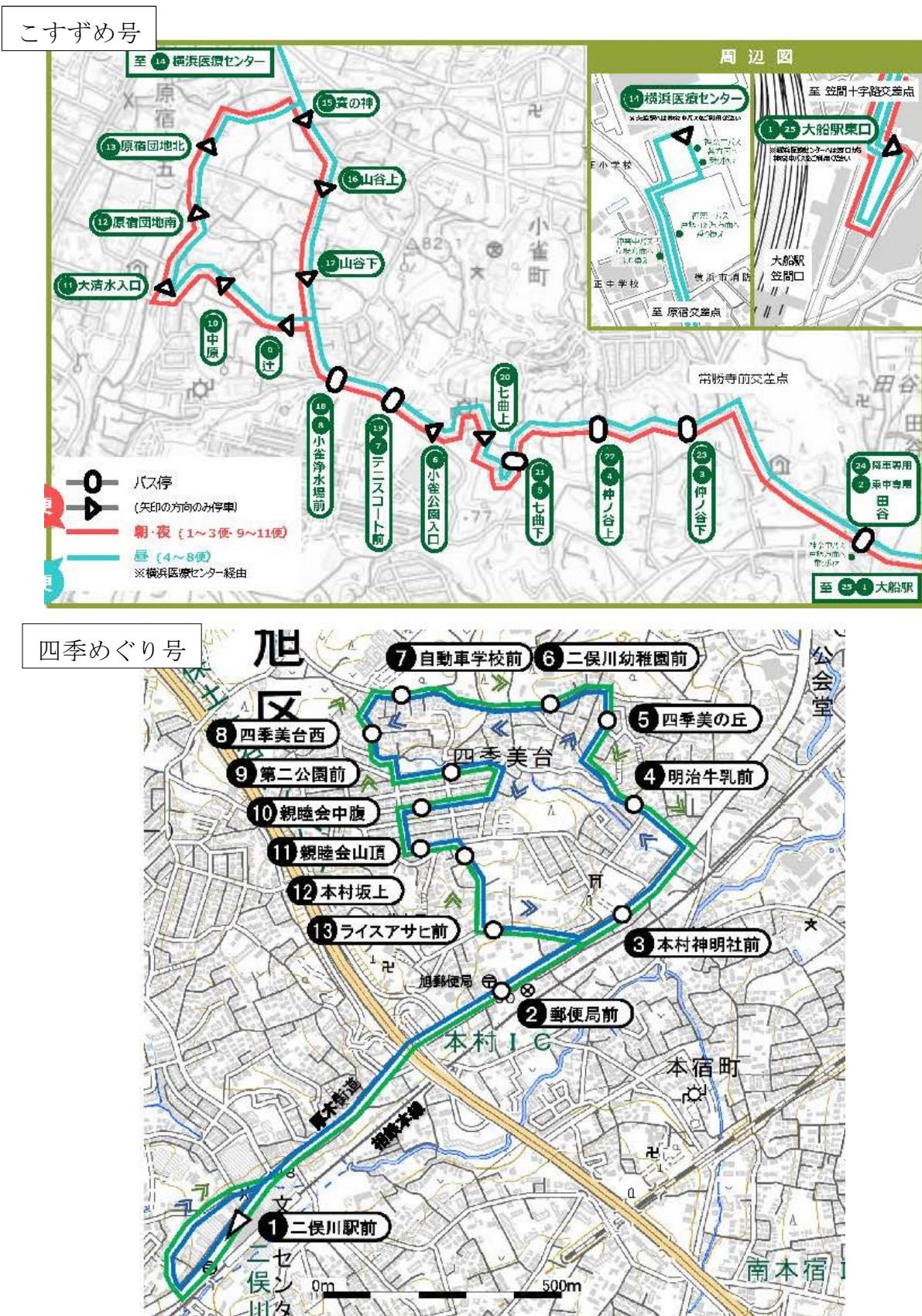


図 7-3 新たな地域公共交通（乗合タクシー）の例

資料) 横浜市作成



## 第8章 推進体制

本市の目指す姿の実現に向けた取組を着実に推進するため、地域住民、交通事業者、横浜市といった関係者が、それぞれの役割のもと連携して地域公共交通を支えていきます（図8-1）。さらに、様々なノウハウ、知見、技術を有する企業や地域に身近な団体等の参画を促し、その実現性、持続性を高めていきます。



図8-1 連携体制イメージ

資料) 横浜市作成

また、地域住民・交通事業者・行政・学識経験者といった関係者で構成される「横浜市地域公共交通活性化協議会」を毎年度開催し、継続して本計画に位置づけられた取組の報告や意見交換を行えるよう、運営していきます（図8-2）。

計画の指標に基づき、毎年度各取組の進捗管理・評価検証を行いながら、計画期間の5年目を目指すに取組全体の総合評価を行い、計画の見直しについて検討を進めています。

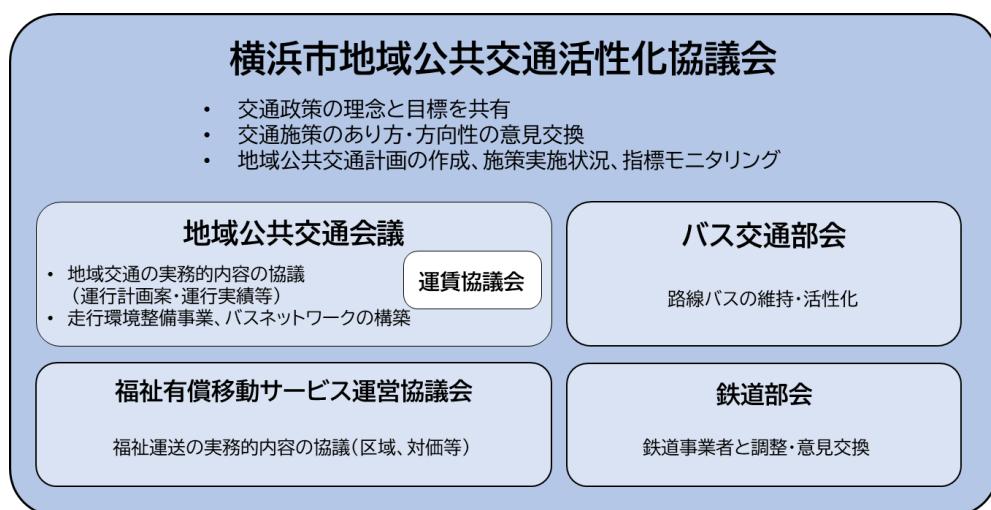


図8-2 協議会の体制図

資料) 横浜市作成



# 明日をひらく都市

## OPEN × PIONEER

## YOKOHAMA

横浜市地域公共交通計画【素案】

令和6（2024）年12月

横浜市都市整備局都市交通課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-2021 FAX：045-663-3415